

(第一類 第七号)

第二十八回国会
衆議院

社会労働委員會議録第二十五号

(三三三)

昭和三十三年三月二十日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事大坪 保雄君 理事田中 正巳君

理事野澤 清人君 理事八木 一男君

大橋 武夫君 加藤錦五郎君

亀山 孝一君 草野一郎平君

小島 徹三君 小林 郁君

中山 マサ君 古川 丈吉君

松浦周太郎君 山下 春江君

亘 四郎君 井堀 繁雄君

堂森 芳夫君 中原 健次君

山花 秀雄君 吉川 兼光君

出席國務大臣 堀木 鍾三君

出席政府委員 厚生政務次官 米田 吉盛君

厚生技官 尾村 偉久君

(公衆衛生局長) 境衛生部長 安田 巖君

厚生事務官 高田 正巳君

(保險局長) 労働政務次官 二階堂 進君

労働事務官 亀井 光君

(労働局長) 委員外の出席者

労働事務官 宮本 一朗君

(大臣官房) 労働事務官 三治 重信君

(職業安定局長) 専門員 川井 章知君

労働事務官 三治 重信君
労働事務官 川井 章知君

三月二十日

委員長谷川保君辞任につき、その補欠として西村力弥君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村力弥君辞任につき、その補欠として長谷川保君が議長の指名で委員に選任された。

三月十九日

旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)(参議院送付)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

同日

民間電気治療業禁止反対に関する請願(楠美省吾君紹介)(第二〇五一号)

同(須磨彌吉郎君紹介)(第二〇五二号)

同(永田亮一君紹介)(第二〇五三三号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

同(池田正之輔君紹介)(第二〇五四号)

本日の會議に付した案件
職業訓練法案について文教委員会と連合審査会開会の件

同(河野正君紹介)(第二二五七号)

同(滝井義高君紹介)(第二二五八号)

同(松本七郎君紹介)(第二二五九号)

同(藤原五郎君紹介)(第二二六四号)

同(足鹿覺君紹介)(第二二五四号)

同(横山利秋君外二名紹介)(第二二九八号)

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願外一件(橋本龍伍君紹介)(第二二二五号)

国民障害年金法制定に関する請願(足鹿覺君紹介)(第二二五五号)

国立病院等における看護婦の雇用のための定員確保に関する請願外五件(福田昌子君紹介)(第二二六三三号)

調理改善法制定促進に関する請願(保科善四郎君紹介)(第二二六四四号)

国立らい療養所の軽快退所者援護に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二二一六五五号)

最低賃金法の制定に伴い一般職種別賃金の即時廃止に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第二二九四四号)

職業訓練法案の一部修正に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第二二九五五号)

結核回復者の優先雇用に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二二九七七号)

の審査を本委員会に付託された。

○森山委員長 次に来る三月十四日当委員会に付託されました内閣提出の国民健康保険法案、昨十九日本委員会に付託されました内閣提出、参議院送付

○森山委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。職業訓練法案について文教委員会より連合審査会の中し出がございしますが、これを受諾するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○森山委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なおこの連合審査会は、来たる二十五日午後三時に開会いたす予定でありますから御了承願います。

の旅館業法の一部を改正する法律案、同じく身体障害者福祉法の一部を改正する法律案及び去る二月二十八日当委員会に予備審査のため付託されました内閣提出の社会福祉事業法の一部を改正する法律案を順次議題とし、審査に入ります。まず各案の趣旨について逐次政府の説明を求めます。厚生大臣。

国民健康保険法案

国民健康保険法

国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 市町村（第五条―第十二条）
- 第三章 国民健康保険組合
- 第一節 通則（第十三条―第二十二條）
- 第二節 管理（第二十三条―第三十一条）
- 第三節 解散及び合併（第三十二条―第三十四条）
- 第四節 雑則（第三十五条）
- 第四章 保険給付
- 第一節 療養の給付（第三十六条―第五十四条）
- 第二節 その他の給付（第五十五条）
- 第三節 保険給付の制限（第五十六条―第六十条）
- 第四節 雑則（第六十一条―第六十五条）
- 第五章 費用（第六十六条―第七十八条）
- 第六章 保健施設（第七十九条）
- 第七章 国民健康保険団体連合会（第八十条―第八十三条）

第八章 診療報酬審査委員会（第八十四条―第八十七条）

第九章 審査（第八十八条―第一百零四條）

第十章 監督（第一百五條・第一百六十七條）

第十一章 雑則（第一百七條―第一百七七條）

第十二章 罰則（第一百八條―第一百二十五條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に關して必要な保険給付を行うものとする。

（被保険者）

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

（国及び都道府県の義務）

第四条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。

2 都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。

第二章 市町村

（被保険者）

第五条 市町村又は特別区（以下単に

「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者とならない。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者。ただし、同法第二十条第一項の規定による被保険者を除く。

三 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十四号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二十四号）に基く共済組合の組合員

四 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む）、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定による被扶養者

五 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第八條の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受けて一年を経過しない者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第七條の規定による承認を受けて同法の規定

による被保険者とならない期間内にいる者及び同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

六 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受け、その保護を廃止されることなく政令で定める期間を経過した世帯に属する者で、その世帯が保護を受けなくなるまで（その保護を停止されている間を除く。）のもの

七 国民健康保険組合の被保険者

八 国立のらい療養所の入所患者その他特別の理由がある者で厚生省令で定めるもの

（資格取得の時期）

第七条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第八条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日の翌日又は第六條各号（第七号を除く。）のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

2 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、第六條第七号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

（届出等）

第九条 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に關する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

3 世帯主は、その世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失したときは、厚生省令の定めるところにより、すみやかに、市町村にその旨を届け出るとともに、被保険者証を返還しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、被保険者に關する届出及び被保険者証に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

（特別会計）

第十条 市町村は、国民健康保険に關する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民健康保険運営協議会）

第十一条 市町村は、国民健康保険事業の運営に關する重要事項を審議するため、国民健康保険運営協議会を置くことができる。

（条例の協議）

第十二条 市町村は、政令で定める事項に關し、条例を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則

(組織)

第十三条 国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。

2 前項の組合の地区は、一又は二以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第六条各号（第七号を除く。以下この節において同じ。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることができない。ただし、その者の世帯に同条各号のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。

4 第一項の規定にかかわらず、組合に使用される者で、第六条各号のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができる。

(人格)
第十四条 組合は、法人とする。

(名称)
第十五条 組合は、その名称中に「国民健康保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(住所)

第十六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立)

第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、十五人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者三百人以上の同意を得て行ふものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合においては、当該組合の地区をその区域を含む市町村の長の意見をきき、当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

4 組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

(規約の記載事項)
第十八条 組合の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 組合の地区及び組合員の範囲
- 四 組合員の加入及び脱退に関する事項
- 五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 組合会に関する事項
- 八 保険料に関する事項
- 九 準備金その他の財産の管理に関する事項

十 公告の方法

十一 前各号に掲げる事項のほか厚生省令で定める事項
(被保険者)

第十九条 組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、第六条各号のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としなうことができる。

(資格取得の時期)

第二十条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつた日又は第六条各号のいずれにも該当しなくなつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日の翌日又は第六条各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたことにより、市町村又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。
(準用規定)
第二十二条 第九条の規定は、組合

が行う国民健康保険の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、同条中「被保険者の属する世帯の世帯主」と又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と読み替へるものとする。

第二節 管理

(役員)

第二十三条 組合に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上とし、それぞれ規約で定める。

3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。

4 理事及び監事の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(役員の職務)

第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

2 組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

(理事の専決処分)

第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

2 組合会において議決すべき事項に關し臨時急務を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。

3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

(組合会)

第二十六条 組合に組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人をこえる組合にあつては、三十人以上であることをもつて足りる。

3 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選任する。

4 組合会議員の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(組合会の議決事項)

第二十七条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 借入金及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
- 三 収入支出の予算
- 四 決算
- 五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
- 六 準備金その他重要な財産の処分

七 訴訟の提起及び和解

- 八 前各号に掲げる事項のほか、規約で組合会の議決を経なければならぬものと定めた事項
- 2 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項の議決は、都道府県知事の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

- 3 第十七条第三項の規定は、組合の地区の拡張に係る規約の変更に關する前項の認可について準用する。

(組合会の招集)

- 第二十八条 理事は、規約の定めるところにより、毎年度一回通常組合会を招集しなければならない。

- 2 組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から起算して二十日以内に、臨時組合会を招集しなければならない。

(選挙権及び議決権)

- 第二十九条 組合員は、各自一箇の選挙権を有し、組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。

(組合会の権限)

- 第三十条 組合会は、組合の事務に關する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

- 2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に關する事項を行わせることができる。

(民法の準用)

- 第三十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十四條から第五十七條まで及び第六十六條の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五條中「定款」とあるのは「規約」と、「總會」とあるのは「組合会」と、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第六十六條中「社員」とあるのは「組合会議員」と読み替へるものとする。

第三節 解散及び合併

- (解散)
- 第三十二条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。

- 一 組合会の議決
- 二 規約で定めた解散理由の発生
- 三 第六十六條第四項の規定による解散命令
- 四 合併

- 2 組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(合併)

- 第三十三条 組合は、合併しようとする場合においては、組合会においてその旨を議決しなければならない。

- 2 組合が合併した場合においては、合併により新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併により消滅した組合の権利義務(その組合が、国民健康保険事業

に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

- (民法及び非訟事件手続法の準用)
- 第三十四条 民法第七十二条から第七十六條まで、第七十七條(届出に關する部分に限る)、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十六條から第三十七條まで及び第三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二條及び第七十四條中「定款」とあるのは「規約」と、「總會」とあるのは「組合会」と、同法第七十二條、第七十七條及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

- 第四節 雑則
- (政令への委任)
- 第三十五条 この章に規定するもののほか、組合の管理、財産の保管その他組合に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 保険給付

- 第一節 療養の給付
- (療養の給付)
- 第三十六条 市町村及び組合(以下「保険者」という。)は、被保険者の疾病及び負傷に關しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

- 2 前項第四号から第六号までに定める給付は、政令で定める場合及び被保険者が必要と認める場合に限る、行うものとする。

- 3 被保険者が第一項第一号から第四号までに定める給付を受けようとするときは、都道府県知事が指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定医療機関」という。)のうち自己の選定するものに被保険者証を提出して、そのものから受けるものとする。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときには、被保険者証を提出することを要しない。

(指定医療機関)

- 第三十七条 指定医療機関は、健康保険法第四十三條第三項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局以外の病院若しくは診療所又は薬局につき、その開設者の申請に基づき、その所在地の都道府県知事が、指定する。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定医療機関の指定の申請があつた場合において、その指定を拒むには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。

3 健康保険法第四十三條第三項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局は、保険医療機関又は保険薬局である間は、指定医療機関とみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

- 4 指定医療機関は、その所在地の

都道府県及びその開設者が所在地の都道府県知事に申し出たその他の都道府県の区域内の被保険者(組合の場合にあつては、その区域内に主たる事務所がある組合とする。)及びその被保険者に係る被保険者に対する關係においてのみ、指定医療機関たるものとする。

(指定医療機関の責務)

- 第三十八条 指定医療機関において行われる療養の給付に關する準則については、厚生省令で定めるもののほか、健康保険法第四十三條ノ四第一項の規定による命令の例による。

(健康保険法の準用)

- 第三十九条 健康保険法第四十三條ノ二の規定は、第三十七條第三項の指定医療機関において行われる療養の給付について、同法第四十三條ノ七の規定は、指定医療機関において行われる療養の給付に關する指導について準用する。

- (指定医療機関から療養の給付を受ける場合の一部負担金)

- 第四十条 第三十六條第三項の規定により指定医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十三條第二項又は第三項の規定により算定した額の二分の一に相當する額を、一部負担金として、当該指定医療機関に支払わなければならない。

- 第四十一条 被保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前条に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

- 2 前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、被保険者

が開設者の同意を得て定める指定医療機関から療養の給付を受ける被保険者は、前条の規定にかかわらず、その減ぜられた割合による一部負担金を当該指定医療機関に支払うをもつて足りる。

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する指定医療機関以外の指定医療機関から療養の給付を受けたときは、被保険者は、当該被保険者が前条の規定により当該指定医療機関に支払つた一部負担金と第一項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。

第四十二条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることが出来る。

一 一部負担金を減額すること。
二 一部負担金の支払を免除すること。

三 指定医療機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十条及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を指定医療機関に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を指定医療機関に支払うことを要しない。

(指定医療機関の診療報酬)

第四十三条 指定医療機関が療養の給付に関し保険者に請求することが出来る費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者(第五十条に規定する場合にあつては、世帯主又は組合員)が当該指定医療機関に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定めによる。

3 保険者は、都道府県知事の認可を受け、指定医療機関との契約により、当該指定医療機関において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることが出来る。

4 保険者は、指定医療機関から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第三十八条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定に照らして審査した上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を、都道府県の区域を区域とし、かつ、その区域内の三分の二以上の被保険者が加入している国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することが出来る。

6 前五項に規定するもののほか、指定医療機関の療養の給付に関する費用の請求に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(指定医療機関の報告等)
第四十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関し必要があるとき、指定医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に對して質問させ、若しくは指定医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定医療機関の辞退等)
第四十五条 指定医療機関は、指定医療機関たることを辞し、又は第三十七条第四項の規定による申出を撤回し、若しくは二以上の都道府県につきその申出をした場合にその申出の範囲を縮小することが出来る。

2 前項の規定により指定医療機関たることを辞し、又は申出を撤回し、若しくは申出の範囲を縮小するには、一箇月以上の予告期間を

設けなければならない。第三十七条第三項の規定により指定医療機関とみなされている保険医療機関又は保険薬局の開設者が、同項ただし書の規定による別段の申出をするときも、同様とする。

(指定医療機関の指定取消等)
第四十六条 都道府県知事は、指定医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定医療機関の指定を取り消すことが出来る。

一 第三十八条に規定する療養の給付に関する準則に違反したとき。

二 療養の給付に関する費用の請求又は第五十三条第三項の規定による支払に関し不正があつたとき。

三 第四十四条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 当該指定医療機関の開設者又は従業者が、第四十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同条同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員と同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為を防止するため当該指定医療機関において相当の注意及び監督が尽されたときを除く。

2 都道府県知事は、第三十七条第

三項の規定による指定医療機関が前項各号のいずれかに該当する場合においては、同条同項の規定にかかわらず、当該保険医療機関又は保険薬局を指定医療機関とみなさないこととすることが出来る。

3 都道府県知事は、当該保険医療機関又は保険薬局の開設者の申請に基づき、将来に向つて前項の処分を取り消すことが出来る。

4 都道府県知事は、前項の規定により第二項の処分の取消の申請があつた場合において、その処分の取消を拒むには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。

(社会保険医療協議会への諮問)
第四十七条 厚生大臣は、第三十八条の規定による厚生省令を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 都道府県知事は、指定医療機関を指定し、若しくはその指定を取り消し、又は前条第二項の規定による処分を行い、若しくは同条第三項の規定によりその処分を取り消そうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(弁明)
第四十八条 都道府県知事は、指定医療機関の指定を拒み、若しくはその指定を取り消し、又は第四十六条第二項の規定による処分を行い、若しくは同条第三項の規定によりその処分の取消の申請があつた場合にこれを拒もうとするときは、当該指定医療機関の開設者に対し、弁明の機会を与えなければ

ならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。（看護又は移送の給付に關する一部負担金）

第四十九条 第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。

2 保険者は、法令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

3 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに對し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。（給付の期間）

第五十条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、当該保険者がこれを開始した日から起算して三年を経過したときは、行わない。（療養費）

第五十一条 保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 保険者は、被保険者が被保険者証を提出しないで指定医療機関から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。

3 療養費の額は、療養に要する費用の額から、その額に一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額を基準として、保険者が定める。

4 前項の療養に要する費用の額の算定については、第四十三条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。（被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合）

第五十二条 被保険者が第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付を受けていたときは、その者は、被保険者として受けることができる期間、継続して当該保険者から療養の給付を受けることができる。

2 前項の規定による療養の給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。
一 当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保険法の規定による療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、第六条第一号から第四号まで、第六号又は第八号

のいずれかに該当するに至つたとき。
三 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。
四 被保険者の資格を喪失した日から起算して六箇月を経過したとき。

（他の法令による医療に關する給付との調整）

第五十三条 療養の給付は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、日雇労働者健康保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む）、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、医療に關する給付を受けることができる場合には、行わない。

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による療養補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償費、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定において準用する場合を含む。）の規定による療養補償その他法令で定める法令による医療に關する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外

の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に關する給付が行われたときも、同様とする。

2 保険者は、前項の規定する法令による給付が医療の現物給付である場合において、その給付に關し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担

金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額（第四十一条第一項又は第四十九条第二項の規定により一部負担金の割合が減ぜられていないときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額）をこえるとき、又は前項に規定する法令による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による療養費の支給をすべきものとした場合における療養費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。

3 前項の場合において、被保険者が指定医療機関から当該療養を受けたときは、保険者は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が指定医療機関に支払うべき当該療養に要した費用を、当該被保険者に代つて指定医療機関に支払うことができる。ただし、当該保険者が第四十一条第一項の規定により一部負担金の割合を減じているときは、被保険者が同条第二項に規定する指定医療機関から当該療養を受けた場合に限る。

4 前項の規定により指定医療機関に對して費用が支払われたときは、その限度において、被保険者に對し第二項の規定による支給が行われたものとみなす。（世帯主又は組合員でない被保険者に係る一部負担金等）

第五十四条 一部負担金の支払又は

納付、第四十一条第三項又は前条第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に關しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に關する各本条の規定にかかわらず、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に對して第四十一条第三項若しくは前条第二項の規定による差額又は療養費を支給するものとする。

第二節 その他の給付
第五十五条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に關しては、条例又は規約の定めるところにより、助産費の支給若しくは助産の給付又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

第三節 保険給付の制限
第五十六条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付は、行わない。

一 日本国外にあるとき。
二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
三 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
第五十七条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に

疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、行わない。

第五十八条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十九条 被保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付の一部を行わないことができる。

第六十条 被保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十三条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付の全部又は一部を行わないことができる。

第四節 雑則

(損害賠償請求権)
第六十一条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付(第四十一条第三項又は第五十三条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を行つたときは、その給付の額(当該保険給付が第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養の給付であるときは、当該療養の給付に關し指定医療機関が被保険者に請求することができ、費用の額とし、当該保険給付が同条同項第五号又は第六号に定める療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から

一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、被保険者は、その償額の限度において、保険給付を行う責を免れる。

(不正利得の徴収)
第六十二条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、被保険者は、その者からその給付の額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、指定医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師が、被保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、被保険者は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

(強制診断等)
第六十三条 被保険者は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(受給権の保護)
第六十四条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(租税その他の公課の禁止)
第六十五条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第五章 費用

(国の負担)
第六十六条 国は、政令の定めるところにより、被保険者に対して国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担する。

第六十七条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対して療養の給付及び療養費の支給に要する費用の十分の二を負担する。

(国庫負担金の減額)
第六十八条 市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合において、国は、政令の定めるところにより、前条の規定により当該市町村に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額をこえることができない。

(調整交付金)
第六十九条 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とする。

(組合に対する補助)
第七十条 国は、政令の定めるところにより、組合に対して療養の給付及び療養費の支給に要する費用

の十分の二以内を補助することができる。

(国の補助)
第七十一条 国は、第六十六条、第六十七条及び前二条に規定するもののほか、予算の範囲内において、保健婦に要する費用について、はその三分の一以内を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

(都道府県及び市町村の補助及び貸付)
第七十二条 都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

(保険料)
第七十三条 被保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

(保険料の減免等)
第七十四条 被保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(地方税法の準用)
第七十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法第十條第三項及び第四項、第十六條、第十六條の八、第十九條、第二十條並びに第二十二條の規定を準用する。

(督促及び延滞金の徴収)
第七十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納した者に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十六條第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしよるとするときは、組合は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十六條第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

(滞納処分及び先取特権の順位)
第七十七条 前条の規定による督促又は地方税法第十六條第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当したことに伴う繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所又はその財産の所在地の市町村は、組合の請求により、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十五条第四項及び第十項の規定を準用する。

3 保険料その他この法律の規定による組合の徴収金の先取特権の順位は、市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先だつものとする。
（条例又は規約への委任）
第七十八条 この章に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収その他保険料に關して必要な事項は、条例又は規約で定める。

第六章 保健施設
第七十九条 保険者は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設をすることができ、
2 組合は、その事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に前項の施設を利用させることができる。

第七章 国民健康保険団体連合会
（設立、人格及び名称）
第八十条 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。
2 連合会は、法人とする。
3 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

4 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。
（設立の認可）
第八十一条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。
（規約の記載事項）
第八十二条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 連合会の区域
五 会員の加入及び脱退に關する事項
六 経費の分担に關する事項
七 業務の執行及び会計に關する事項
八 役員に關する事項
九 總會又は代議員會に關する事項
十 準備金その他の財産に關する事項
十一 公告の方法
十二 前各号に掲げる事項のほか厚生省令で定める事項
（準用規定）
第八十三条 第十六条、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで及び第七十九条の規定は、連合会について準用する。この場

合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「會員たる被保険者を代表する者」と、「組合会」とあるのは「總會又は代議員會」と、「組合會議員」とあるのは「總會又は代議員會の議員」と読み替へるものとする。

第八章 診療報酬審査委員會
（審査委員會）
第八十四条 第四十三条第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とし、かつ、その区域内の三分の二以上の被保険者が加入している連合会に、国民健康保険診療報酬審査委員會（以下「審査委員會」という。）を置く。
（審査委員會の組織）
第八十五条 審査委員會は、指定医療機関を代表する委員、被保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各九人以下の同数をもつて組織する。
2 委員は、都道府県知事が委嘱する。
3 前項の委員は、指定医療機関を代表する委員及び被保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならない。

（審査委員會の権限）
第八十六条 審査委員會は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定医療機関に対して、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定医療機関の開設者若しくは管理者、当該指定医療機関において診療若しくは調剤に従事する医師、歯科医師若しくは薬剤師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。
2 連合会は、前項の規定により審査委員會に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該指定医療機関が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。
（省令への委任）
第八十七条 この章に規定するもののほか、審査委員會に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九章 審査
（不服の申立）
第八十八条 保険給付に關する処分（被保険者証の交付の請求に關する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に關する処分に不服がある者は、国民健康保険審査會に審査を請求することができる。
2 前項の審査の請求は、時刻の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
（審査會の設置）
第八十九条 国民健康保険審査會（以下「審査會」という。）は、各都道府県に置く。

（組織）
第九十条 審査會は、被保険者を代表する委員、被保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。
2 委員は、非常勤とする。
（委員の任期）
第九十一条 委員の任期は、三年と

する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができ、
（会長）
第九十二条 審査會に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。
2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。
（定足数）
第九十三条 審査會は、被保険者を代表する委員、被保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

（表決）
第九十四条 審査會の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（審査の請求の手續）
第九十五条 審査の請求は、当該処分をした被保険者（第七十七条第一項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。次項において同じ。）の所在地の都道府県の審査會に対してしなければならない。
2 前項の請求は、当該処分をした被保険者を経由してすることができる。
3 審査の請求が管轄處であるときは、審査會は、すみやかに、事件を所轄の審査會に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

第九十六条 審査會は、被保険者を代表する委員、被保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。
2 委員は、非常勤とする。
（委員の任期）
第九十一条 委員の任期は、三年と

4 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査会に審査の請求があつたものとみなす。

(審査の請求の期間及び方式)
第九十六條 審査の請求は、処分があつたことを知つた日から六十日以内に、文書又は口頭でなければならぬ。ただし、正当な理由により、この期間内に審査の請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

(保険者に対する通知等)
第九十七條 審査会は、審査の請求を受理したときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査会に対し、意見を述べることができ、(審査のための処分)
第九十八條 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対し報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により審査会に出頭した関係人又は診断若しくは検案をした医師若しくは歯科医師に対し、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

(請求手続の受審)
第九十九條 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第一百條 審査会は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)
第一百一條 決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附し、会長及び決定に関与した委員が、これに署名押印しなければならない。

2 審査会は、請求人及び第九十七條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)
第一百二條 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)
第一百三條 決定は、第九十七條第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束する。

(政令への委任)
第一百四條 この章に規定するもののほか、審査会及び審査の手続に關して必要な事項は、政令で定める。

第十章 監督
(報告の徴収等)
第一百五條 厚生大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に關する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第四十四條第二項の規定は、前項の規定による検査について、同條第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(組合等に対する監督)
第一百六條 厚生大臣又は都道府県知事は、前條の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生大臣若しくは都道府県知事の処分違反しているとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つておりと認めるときは、期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 組合若しくは連合会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分をするときは、当該組合又は連合会の役員に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第十一章 雑則
(時効)
第一百七條 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。ただし、保険者の行方保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)
第一百八條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍に關する無料証明)
第一百九條 市町村長(特別区及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、保険者又は保険給付を受ける者に対し、当該市町村の條例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(文書の提出等)
第二十條 保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(診療録の検査等)
第二十一條 厚生大臣又は都道府県知事は、保険給付に關して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付に係る診療又は調剤の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(準用規定)
第二十二條 第四十四條第二項の規定は、前二條の規定による質問に關して準用する。

九

(住所に関する特例)

第百十三条 修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であつて、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該世帯に属するものとみなす。

(被保険者証の交付に関する特例)

第百十四条 特別区及び政令で指定する市は、その区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、第九条第二項の規定による被保険者証の交付の求めがあつた場合においては、条例の定めるところにより、その求めがあつた日から起算して三箇月の範囲内において条例で定める期間を経過するまでの間において被保険者証を交付するものとすることができる。

(特別区に関する特例)

第百十五条 都は、政令の定めるところにより、特別区が行う国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

(読書規定)

第百十六条 この法律中「都道府県知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

(実施規定)

第百十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執

行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第十二章 罰則

第百十八条 審査委員会若しくは審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した指定医療機関の開設者、医師、歯科医師若しくは薬剤師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十九条 正当な理由なしに、第九十八条第一項の規定による処分違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断若しくは検査をしなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。ただし、審査会の行う審査の手続における請求人又は第九十七条第一項の規定により通知を受けた被保険者その他の利害関係人は、この限りでない。

第百二十条 被保険者又は被保険者であつた者が、第百十一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の間接に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第百二十一条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当てを行った者又はこれを使用する者が、第百十一条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の

提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の間接に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第百二十二条 組合又は連合会が、第百五条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに虚偽の報告をし、又は第百六条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

第百二十三条 第十五条第二項又は第八十条第四項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第百二十四条 市町村は、条例で、第九十九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、第百十條の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の間接に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百六条第四項の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について準用する。

第百二十五条 前条第一項から第三項までの規定は、組合について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「規約」と、「過料」とあるのは「過怠金」と読み替へるものとする。

2 組合又は連合会は、規約の定めるところにより、その施設の使用に關し、二千円以下の過怠金を徴収することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に国民健康保険を行つていない市町村は、第三条第一項の規定にかかわらず、昭和三十三年四月一日までに国民健康保険事業を開始するをもつて足る。

3 前項の市町村で、特別の事情があるものは、第三条第一項及び前項の規定にかかわらず、昭和三十三年四月一日以後も当分の間、厚生大臣の承認を受けて、国民健康保険を行わないことができる。

4 前三項に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、別に法律で定める。

理由

国民皆保険の達成を期するとともに、保険給付の内容を改善するた

め、国民健康保険法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旅館業法の一部を改正する法律案
旅館業法の一部を改正する法律案

旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。
第八条第三号を次のように改める。

三 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪

(施行期日)
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令(昭和二十二年勅令第九号)に規定する罪を犯したことを理由とする第三条第一項の許可の取消又は営業停止の処分については、なお従前の例による。

理由
売春防止法第二章の規定の施行及び婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令の廃止に伴い、旅館業の許可の取消及び営業停止に關する規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「援護の機関（第九條―第十二條）」を「援護の機関（第九條―第十二條の二）」に改める。

第九條の二第四項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百五十二條の十九第一項の指定都市」を「市」に改める。

第一章中第十二條の次に次の一條を加える。

（民生委員の協力）

第十二條の二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八號）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第十八條第一項第三号中「他の者」を「国若しくは他の地方公共団体」に改め、同条中第四項を第五項とし、第二項及び第三項を一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

2 援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第三号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託することができ、

一 前項第三号の措置をとること

ができないか又は相当でないとき。

二 当該施設に収容を委託すること、前項第三号の措置をとるよりも、当該身体障害者の更生のため効果的であると認められるとき。

第三十六條の次に次の一條を加える。

（線替支弁）

第三十六條の二 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の管轄区域内にある身体障害者更生援護施設で厚生大臣の指定するものに對し他の都道府県知事又は市町村長が第十八條第二項の規定により身体障害者の収容を委託した場合においては、その委託に要する費用を一時線替支弁しなければならぬ。

第三十七條の二第四号中「第十九條」を「第十八條第二項、第十九條」に改める。

第四十三條の三 中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七號）」を加える。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

援護の実施機関は、援護の措置として、社会福祉法人の設置する身体障害者更生援護施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託することができ、同時に、身体障害者福祉法の施行事務に關する民生委員の協力義務を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

かにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五號）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 結核回復者後援施設（結核回復者を収容し、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う施設をいう）を經營する事業

第二條第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 隣保事業（隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう）

第二條第四項第二号及び第五号中「第六号」を「第七号」に改める。

第八條第三項中「一年」を「二年」に改める。

第十三條第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の市以外の市のうち政令で指定する人口おおむね二十万以上の市にあつては、その区域につき、条例で、福祉地区を

設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に關する事務所を設置することができ、

第二十九條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下第七号までを順次一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加え、第八号中「資産の管理及び」を削る。

七 資産に關する事項

第三十一條中「第三号」を「第二号」に改める。

第四十三條中「制限及び」を削る。

第五十四條第一項中「厚生大臣」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（結核回復者後援施設に關する経過規定）

2 この法律の施行の際現に結核回復者後援施設を經營している市町村又は社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に第五十七條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をしたときは、第五十七條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に結核回復者後援施設を經營している者で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについて

は、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、第五十七條第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び第五十七條第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

（隣保事業に關する経過規定）

6 この法律の施行の際現に隣保事業を經營している者で、国及び都道府県以外のものは、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、事業經營地の都道府県知事に第六十二條第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をしたときは、第六十四條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（印紙税法の一部改正）

8 印紙税法（明治三十二年法律第五十四號）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノハの次に次の一号を加える。

六ノハノ二 社会福祉事業法第二條第二項第六号ニ規定スル生計困難者ニ對シテ無利子又は低利子以テ資金ヲ融通スル事業ニ依ル貸付金ニ關スル証書

理由

結核回復者後援施設を經營する事業及び隣保事業を社会福祉事業に加えるとともに、社会福祉法人に對

する監督権限の一部を都道府県知事に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○堀本内務大臣 たいだいま議題となり、ました国民健康保険法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げる。

福祉国家の理想を実現して参りますために、政府はつとに社会保障の向上及び増進に努力して参つたところであり、各々の施策のうち、最も緊急を要するものが、疾病に対する医療保障の整備にありまことは、広く一般の認めるところでありま。

このため、政府は、昭和三十三年度予算の編成に際しましては、最重要施策の一つとして、昭和三十三年度を目途とする国民皆保険の達成を掲げ、国民健康保険の普及を中心に諸般の基礎的条件の整備を進めて参つたのであります。

この法律案は、さきに、社会保障制度審議会が行なつた医療保障制度に関する勧告にこたえて、現行の国民健康保険法を再検討し、財政上の裏づけとともに国民皆保険の基礎法として、現行法を全面的に改正しようとするものでありまして、社会保障制度審議会におきましても、慎重審議の結果、原則的に賛成を得、さらに答申の線に沿つて所要の整備を加え、ここに提案をいたした次第であります。

この法律案の要旨は、第一に、国民皆保険態勢の確立のため、国の責任を明確化したことでありま。現行法では、療養給付費の二割と事務費の全額

に對しまして補助金を交付してゐるのでありまが、療養給付費補助金は総額で療養給付費の二割とし、そのうち二〇%を財政調整に充てて交付してゐりましたため、療養給付費の最低一割二分程度から二割五分程度まで、その交付割合が市町村によつて相違し、概して申上げますと、地方財政の良好な市部には不利となつておつたわけでありま。これからの普及の重点は、大都市を含む市部にあるので、普及の障害を除去するとともに、国民健康保険に對する国の責任の明確化をはかるため、従来の補助金を負担金に改め、療養給付費の二割は、どの保険者に對しても負担することとし、事務費につきましても負担金とするのほか、新たに、療養給付費の五分に相当する調整交付金制度を設けて、国民健康保険財政を調整し、負担の公平及び内容の充実をはかることとしたのであります。

第二に給付内容の充実であります。従来の国民健康保険は、健康保険と比較いたしますと、給付範囲の面でも著しく劣つていたものであります。これを健康保険と同一とし、また、給付割合も、大多數の保険者が五割にすぎなかつたのであります。財政の充実とともに、これについても漸進的に向上を期することができるようにした次第であります。

第三に国民健康保険における療養担当者制度につきまして、最近の医療の発展に應ずるとともに、この事業に協力を希望してゐるすべての私的医療機関が参加し得ることとするともに、各般の規定におきまして、公私医療機関を差別せず、全く同一の法的取扱ひ

とし、指定の拒否、取り消し等につきましても、地方社会保険医療協議会の議を経ることとし、さらに引明の機会を与へ、診療報酬につきましても、保険者と療養担当者が協議して定めるため、割引等が見られたのであります。が、健康保険と同一とする等その地位の安定をはかつたことでありま。

第四に、昭和三十三年度まで及びその後の例外的な経過規定を設けまして、市町村が国民健康保険を実施する建前としたことでありま。

政府は、この法案の成立によりまして、いまだ医療保険の対象となつておらない約二千万人の国民に一日も早く医療保障を及ぼしたいと念願いたしておるものであります。

以上が、この法律案を提案いたした理由並びに法律案の要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、旅館業法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昨年、旅館業法の一部が改正され、旅館業に對する従来の公衆衛生上の規制に加え、風俗的見地からの規制をも行い得るものとされたのであります。が、第八条に規定されてゐる婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令が、本年四月から、売淫防止法附則第二項の規定によつて廃止されることとなりましたので、これに伴ひ関係規定の整備をはからうとするものであります。その内容は、第八条中に従来規定されておりました婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令に規定する罪

を売淫防止法第二章に規定する罪と改めるとともに、これに伴ひ経過措置を規定したものであります。以上がこの法律案を提出いたした理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

改正の第二点は、身体障害者福祉法關係事務に對する民生委員の協力について明文化することでありま。身体障害者の更生指導につきましては、福祉事務所を中心とする公的機關の活動とあわせ、地域社会その他民間の協力があつて重要でありまので、この改正によりまして、特に民生委員の協力義務を明確にいたし、さらに積極的な協力を得ることにより身体障害者の更生援護の円滑化に資したい所存であります。

この法律案は、社会福祉法人の設置する身体障害者更生援護施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託できることとする及び身体障害者福祉法關係事務に對する民生委員の協力義務を明らかにすることをそのおもな内容とするものであります。

なお、以上のほか、關係条文の整理等必要な措置を講じました。以上がこの法律案を提出いたした理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は、社会福祉事業の範囲を拡張し、社会福祉審議会委員の任期を延長したほか、一定規模以上の市について二以上の福祉事務所を設置することができるとし、また、社会福祉法人につきまして、定款記載事項の簡素化及びこれに對する指導監督の充実を期することを内容としてゐるものであります。

志事業として豊富な経験をもつる社会福祉法人の設置する施設においてその更生援護を行うことが効果的な場合も考えられますので、国立、公立の施設における援護とあわせて、厚生大臣の指定するこれらの施設へも収容を委託できることとして、身体障害者福祉の一層の向上をはかりたいと考える次第であります。

すなわち、改正点の第一は、新たに社会福祉事業として結核回復後保護施設を経営する事業及び隣保事業を加えたことでありま。

なお、収容委託に要する費用につきましては、出身地の都道府県または市町村が全額を支弁し、国がその十分の八を負担することとし、さらに委託を受けた施設の便宜を考慮して、施設所在地の都道府県または市町村がこの費用を

その第二は、従来社会福祉審議会の委員のうち關係行政の職員以外の委員の任期が一年とされておりましたのを二年に改めたことでありま。

その第三は、従来指定都市以外の市につぎましては、一の福祉事務所を設置することを建前としておりました。これを政令で指定する人口におおむね二十万以上の市については、その実情に応じて二以上の福祉事務所を設置することとしたこととあります。

その第四は、現在定款の必要記載事項とされております資産の総額につぎまして、これを定款の必要記載事項からはずし、資産の変動のつど定款の変更を行ふ必要がないこととして、社会福祉法人の負担を軽減するとともに、行政事務の簡素化をはかることとし、また、社会福祉法人の指導監督につきまして、厚生大臣のほか都道府県知事も報告、徴収及び検査の権限を行使することができるようとして、社会福祉法人に対する指導監督の充実を期したことであります。

その第五は、低利融資事業による貸付金に関する証書について印紙税を課さないものとしたほか、以上の改正に伴い関係条文の改正等所要の措置を講じました。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○森山委員長 ただいま説明を聴取いたしました国民健康保険法案その他各案についての質疑は、後日に譲ります。

○森山委員長 次に、国際労働条約と国内労働法規との関係等に関する件について調査を進めます。質疑の通告が

ありますので、これを許します。井堀繁雄君。

○井堀委員 さきに前臨時国会で、日本が国際的地位にきわめて重要な関係を持ちます国際労働機関に対する政府の態度をお尋ねいたしました。岸総理から、日本国のこれに対する態度はきわめて明確に御答弁がございまして、その節総理からもILO憲章の精神については全く同様の意を表すると同時に、その精神を忠実に履行していく義務を痛感している旨の御答弁がございました。このことによつて日本国がILOに対する基本的な態度は明らかになったものと思つております。続いて日本政府が、国際外交の基本的方針というものを、国連にその基礎を求めておりますことも、すでに明確なところでありまして、この国連とILOとの関係は、言うまでもなく表裏の関係にあるという点も、政府もこれを認識なされておられる。従つて日本が国連にその重点を置いて外交を展開していくと同じ意味において、ILOに対してもきわめて強い関心と、ILOの運営についても強い責任を感じておられるものと思つております。そこでその節にも総理に、日本政府の所見をただしておいたのでありますが、ILOの憲章に規定してありますことを、日本国が他の国に率先して、これを実施に移さなければならぬことは、そのときも総理からの答弁で明らかにされておりますように、日本国はすでに常任理事国として責任のある地位についておるわけでありまして、こういう関係からいたしまして日本国としましては、ILOの議決いたしました条約や勧告案について、どのような態度で臨ま

なければならぬかということも、抽象的ではあるが、日本国の態度はもうここに明らかにされておるのであります。ことに日本が不幸なことに、当時の国連を脱退いたしましたと同時に、ILOからも離反いたしました。国連に復帰する以前に、日本国はILOに復帰する機会を得て、今日理事国になったといういきさつから参りまして、ちよと日本がILOから離れておる間に、幾つもの条約が採択され、また勧告案なども議決をされてきておるわけでありまして、こういう問題に対する日本政府のとるべき措置というものは、どうあるべきかということをお尋ねいたしました。続いてILOの採択になつております条約や勧告に対する批准の手續などについて、お尋ねをいたしておるわけであり

ますが、重複を避ける意味で、さういふ次第で、日本政府の態度はもう明らかであります。そこでさういふ専門的なお仕事をやりになつておられます局長と大臣が、参議院の都合で御多用であると思つてから、次官のお立ち合いの上でこの問題を順次明らかにしていきたいと思います。私がこのことをお尋ねいたしますのは党利党略や利害関係で扱ふべき事柄でない。ことにさういふ問題はILOの憲章に明らかにされておりますように、日本の国民的立場に立つて問題を処理していきたいと思つております。

ついででありますから、私の質問する目的の一つを明らかにしておきたいと思つておられます。それはここで御尋ねをいたしますことについて明確な御答弁をいただきます。また十分納得のできる御説明が何れあれば、それに越したことは

ありませんが、もし疑義があるような点がございましたら、このILOの憲章に基いて日本国の代表もいつておりまして、直接ILOの本部、事務局に一応見解をたずねような措置をもとりたいと思つておられます。そのつもりで御答弁をお願いいたします。

前記は大へん長かつたのであります。それが、それでは具体的にお尋ねをいたして参りたいと思つておられます。

ILO憲章の全体をここで読み上げることには時間の関係でやめますが、言うまでもなくILO憲章の示すところは、ことに理事国としての責任、権限、それから加盟国としての責任、権限がきわめて明確にここに規定されております。このILO憲章に従ひまするならば、当然日本国として多くの条約や勧告案に対してはかかるべき手續をとらなければならぬじゃないか、たとへば批准の手續あるいは勧告に対する履行のための措置を、ここでは権威ある機関といつておるところを見ますと、国会をさすのではないかと思つて、国会にILOの未批准のものについて批准を求めるとか、あるいは、勧告に対する国内法の整備などについて多くの問題が残つておると思つて、それが、政府、特に専門にその仕事をなさつておられます労働省としては、未批准になつております条約のうち、どれは批准を急がなければならぬ、あるいは批准をして差しつかえない、あるいは批准ができないといったようなものがあるかと思つて、さういふものに対して一応明らかにしてほしいと思つておられます。

○宮本説明員 かねてから労働大臣も申し上げておりますように、国際労働機関で採択になりました条約の総数は百七でございまして、そのうち二十四条約を批准いたしております。これは戦前が十四で再復帰以後、すなわち五十二年以降が十、合計二十四、かようになつております。残りしました条約の中で、新たな条約によつて吸収されたもの、あるいは加盟国が所定の数ないために効力を発していないもの、あるいは非本土地域その他の関係につきまします条約で、わが国としましては全然意味のないもの、さういふものがありましますので、さういふものを差し引きまして五十二条約が未批准のまま残つております。この五十二のうちで労働省のみならず各省の所管のもの、あるいは労働省も一部――要するに共管になつておる意味でございまして、さういふものをふるひ分けましますと、労働省プロパーといつたしましては三十三の条約になるかと思つておられます。これだけがまだ批准されずに残つておる、かような状況になつておられます。これに対します態度といたしましては、従前からそれらの条約そのものが持ちます意味、あるいは解釈上の疑義、その他を検討いたしまして、しかる後に国内法との関連、これを検討いたしまして、疑いのあるものは批准できないのではなからうかといふことで処理いたしております。批准できるものは直ちに批准する、さういふ手續をとつて参つたわけでございます。現在もさういふ意味におきましてすべての条約にわたつて検討を加えつつある、かような状況でございます。

○井堀委員 確認をいたしておきたいと思つておられますが、百七の条約のうち二十四が批准されて五十二の条約が残つて

あります。さきに前臨時国会で、日本が国際的地位にきわめて重要な関係を持ちます国際労働機関に対する政府の態度をお尋ねいたしました。岸総理から、日本国のこれに対する態度はきわめて明確に御答弁がございまして、その節総理からもILO憲章の精神については全く同様の意を表すると同時に、その精神を忠実に履行していく義務を痛感している旨の御答弁がございました。このことによつて日本国がILOに対する基本的な態度は明らかになったものと思つております。続いて日本政府が、国際外交の基本的方針というものを、国連にその基礎を求めておりますことも、すでに明確なところでありまして、この国連とILOとの関係は、言うまでもなく表裏の関係にあるという点も、政府もこれを認識なされておられる。従つて日本が国連にその重点を置いて外交を展開していくと同じ意味において、ILOに対してもきわめて強い関心と、ILOの運営についても強い責任を感じておられるものと思つております。そこでその節にも総理に、日本政府の所見をただしておいたのでありますが、ILOの憲章に規定してありますことを、日本国が他の国に率先して、これを実施に移さなければならぬことは、そのときも総理からの答弁で明らかにされておりますように、日本国はすでに常任理事国として責任のある地位についておるわけでありまして、こういう関係からいたしまして日本国としましては、ILOの議決いたしました条約や勧告案について、どのような態度で臨ま

なければならぬかということも、抽象的ではあるが、日本国の態度はもうここに明らかにされておるのであります。ことに日本が不幸なことに、当時の国連を脱退いたしましたと同時に、ILOからも離反いたしました。国連に復帰する以前に、日本国はILOに復帰する機会を得て、今日理事国になったといういきさつから参りまして、ちよと日本がILOから離れておる間に、幾つもの条約が採択され、また勧告案なども議決をされてきておるわけでありまして、こういう問題に対する日本政府のとるべき措置というものは、どうあるべきかということをお尋ねいたしました。続いてILOの採択になつております条約や勧告に対する批准の手續などについて、お尋ねをいたしておるわけであり

ますが、重複を避ける意味で、さういふ次第で、日本政府の態度はもう明らかであります。そこでさういふ専門的なお仕事をやりになつておられます局長と大臣が、参議院の都合で御多用であると思つてから、次官のお立ち合いの上でこの問題を順次明らかにしていきたいと思います。私がこのことをお尋ねいたしますのは党利党略や利害関係で扱ふべき事柄でない。ことにさういふ問題はILOの憲章に明らかにされておりますように、日本の国民的立場に立つて問題を処理していきたいと思つております。

ついででありますから、私の質問する目的の一つを明らかにしておきたいと思つておられます。それはここで御尋ねをいたしますことについて明確な御答弁をいただきます。また十分納得のできる御説明が何れあれば、それに越したことは

ありませんが、もし疑義があるような点がございましたら、このILOの憲章に基いて日本国の代表もいつておりまして、直接ILOの本部、事務局に一応見解をたずねような措置をもとりたいと思つておられます。そのつもりで御答弁をお願いいたします。

前記は大へん長かつたのであります。それが、それでは具体的にお尋ねをいたして参りたいと思つておられます。

ILO憲章の全体をここで読み上げることには時間の関係でやめますが、言うまでもなくILO憲章の示すところは、ことに理事国としての責任、権限、それから加盟国としての責任、権限がきわめて明確にここに規定されております。このILO憲章に従ひまするならば、当然日本国として多くの条約や勧告案に対してはかかるべき手續をとらなければならぬじゃないか、たとへば批准の手續あるいは勧告に対する履行のための措置を、ここでは権威ある機関といつておるところを見ますと、国会をさすのではないかと思つて、国会にILOの未批准のものについて批准を求めるとか、あるいは、勧告に対する国内法の整備などについて多くの問題が残つておると思つて、それが、政府、特に専門にその仕事をなさつておられます労働省としては、未批准になつております条約のうち、どれは批准を急がなければならぬ、あるいは批准をして差しつかえない、あるいは批准ができないといったようなものがあるかと思つて、さういふものに対して一応明らかにしてほしいと思つておられます。

○宮本説明員 かねてから労働大臣も申し上げておりますように、国際労働機関で採択になりました条約の総数は百七でございまして、そのうち二十四条約を批准いたしております。これは戦前が十四で再復帰以後、すなわち五十二年以降が十、合計二十四、かようになつております。残りしました条約の中で、新たな条約によつて吸収されたもの、あるいは加盟国が所定の数ないために効力を発していないもの、あるいは非本土地域その他の関係につきまします条約で、わが国としましては全然意味のないもの、さういふものがありましますので、さういふものを差し引きまして五十二条約が未批准のまま残つております。この五十二のうちで労働省のみならず各省の所管のもの、あるいは労働省も一部――要するに共管になつておる意味でございまして、さういふものをふるひ分けましますと、労働省プロパーといつたしましては三十三の条約になるかと思つておられます。これだけがまだ批准されずに残つておる、かような状況になつておられます。これに対します態度といたしましては、従前からそれらの条約そのものが持ちます意味、あるいは解釈上の疑義、その他を検討いたしまして、しかる後に国内法との関連、これを検討いたしまして、疑いのあるものは批准できないのではなからうかといふことで処理いたしております。批准できるものは直ちに批准する、さういふ手續をとつて参つたわけでございます。現在もさういふ意味におきましてすべての条約にわたつて検討を加えつつある、かような状況でございます。

○井堀委員 確認をいたしておきたいと思つておられますが、百七の条約のうち二十四が批准されて五十二の条約が残つて

いる、それから三十三の条約が未批准……、何かそのところがはっきりいたしません、計算でいきますと百七のうち二十四で、残りがまだ批准されていないのでありますが、そのうちすぐ批准できるものが五十二というふうに理解するのですか。その点を明確に答えて下さい。

○宮本説明員 それでは繰り返して申し上げます。条約総数は百七でございます。わが国の批准いたしましたものの総数が二十四でございます。残りまだ八十三の中で、新条約によって改正されたものが十四でございます。現在までにまだ発効していないものが九つでございます。わが国に關係のないものが八つでございます。従いまして十四と九と八と、この総数を八十三から差し引きますと五十二ということになります。従って五十二が未批准のまま残っております。かようなことになるわけでありまして、この五十二のうちで労働省の所管事項のものが三十三でございます。あと残りした数は運輸省あるいは厚生省の所管、かように相なるわけでございます。

この五十二のうちの三十三につきましては、労働省自体といたしまして絶えず検討を加えておるわけでございますが、いまだ批准の手続をとっておりませんものの中には、条約の立て方と国内法の立て方が全然矛盾いたしておりまして、はつきりと批准でき得ないものが相当数ございます。それから、かねてわが国の政府といたしましては非常に厳格な解釈をとりまして、細部にわたりにしてもいやくもゆるがせにしないという態度をとっておりますので、そういう意味から申し上げます

と、あるいは条約の趣旨と抵触するのではなからうかというものが数件ございます。はつきりした数字は今記憶しておりませんが三、四件につきましてはそういうものがございまして、従って、そういう解釈のもとに抵触するのではなからうかという疑いがございますので、ただいままで批准の手続をとっておらない、かような状況でございます。

○井堀委員 そういたしますと、労働省關係の三十三のうち数件ということでございますが、きわめて数が限定されると思いますが、その数件を除けば一応批准の可能なものだという見解に立ってよろしくございませうか。

○宮本説明員 おっしゃることと逆であります。数件は厳密な解釈のもとではあるいはひつかかるのではなからうか、こういう趣旨でありまして、その残りしたものははつきりと抵触しておる、かような趣旨でございます。

○井堀委員 失礼しました。そうしますと三十三件のうちから数件はひつかかる。そうすると約二十五、六件のものが残りますか、問題になるのは……。

○宮本説明員 さようになるかと思っております。

労働基準法の建前とこれらの諸条約の中の時間の立て方が違っております。従いましてそういう数字的なもので規制いたしております関係上、この点ははつきりとでき得ないといわざるを得ない状況でございます。

○井堀委員 労働時間関係は以上ですが、そのほかは……。

○宮本説明員 そのほかには休日及び休暇関係の条約が三つほどございます。これは第十四号、第五十二号、第一百四号、それから賃金関係といたしまして四、五でございますが、それは第二十六号、第九十四号、第九十五号、第九十九号、第一百号、それから安全衛生関係といたしまして第十三号、第二十号、第二十八号、第三十二号、第六十二号、それから婦人関係の条約が第三号、第四号、第四十一号、第八十九号、第九十三号、それから児童及び年少者関係が第六号、第三十三号、第五十九号、第六十号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第九十号、それから労使関係といたしまして第十一号、第八十七号の二つでございます。職業安定関係におきましては第三十四号、それから社会保障関係におきましては第十二号と第十七号、第四十四号、それから統計関係におきまして第六十三号、こういうことでございます。ただいま申し上げましたものは、先ほど申し上げた新条約によりましてそのものが吸収されたというものも含めての数でございます。

○井堀委員 そこでこの全体についてお尋ねすることは時間上ちょっと困難かと思っておりますので、の中で一、二具体的なものを取り上げてお尋ねしてみたいと思っております。労使関係の八十七号

は、結社の自由及び団結権の擁護に関する条約となつておるようでありまして、これが批准できないというのはどういう関係であるか、できるだけ具体的ににお答えを願いたいと思ひます。

○島井政府委員 八十七号条約につきまして、現在まで批准できなかった理由といたしましては、各条ごとに問題点があるわけでございます。一応詳細に……

……御説明をいたしたいと思ひます。第一条は、これは原則でございます。第二条から関係はございません。第二条におきまして労使の団体の自由設立と自由加入の件を規定いたしておりますが、その中で一番最後のところには……

……けることなしに」という条項がござい……ますが、これにつきましては国家公務員法、地方公務員法で職員団体が登録をしなければ交渉団体として認められないという規定がございまして、この登録につきましても制限がござい……という言葉に抵触するかしつかないという点に若干の問題点がござい……それが二条関係でございます。

それから第三条は労使団体の自由な活動を保障しております。すなわち規約及び規則の自由作成の権限と、完全な自由のもとにおける代表者の選定及び管理、活動の規定を定めておりますが、この中で国内法と抵触がござい……ますのは、代表者の被選挙資格が……います。これは先ほど申し上げましたように、公務法の四三三項、地公労法の五三三項、それから国家公務員法の九八八条に職員でなければという制限規定がございまして、職員以外の者が代表者に選ばれるということが制限されるという点に問題点がござい……ます。それから第四三項は、これらの労働者団体、消費者団体の解散の禁止あるいは活動の停止をされることはないという保障がされておりますが、これにつきましては国家公務員法あるいはそれを受けて人事院の規則におきまして登録と登録の取り消し、これらの事項につきまして若干の問題に抵触する場合があります。それから第五三項は連合体の結成の自由を保障しております規定でございますが、これも先ほど申し上げましたように職員以外の者の加入を禁止しております建前からの制限がこの問題にかかつて参りますのと、地方公務員

におきましては地方公共団体の地位、地方公務員の職域、こゝうのものとの関連におきまして連合体につきましてもの制限が加えられておるといふ面において問題があらうかと思ひます。

六条は、これは問題はないと思ひます。

第七條は法人格の取得に關しまして自由の制限を排除する保障規定でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、登録との關係におきまして、国家公務員、地方公務員につきまして若干の問題がございます。

第八條は特別の支障はないと思ひます。

それから第九條におきまして、この條約の適用について軍隊及び警察を排除いたしておりますが、日本の国内法におきましては自衛隊法の六十四條第一項で、自衛隊員につきまして團結権の禁止をいたしております。また國家公務員法第九十八條におきまして警察、消防、海上保安庁、監獄の職員の團結権の禁止をいたしております。そこで自衛隊が軍隊であるかどうかに關する問題、さらに海上保安庁の職員が警察に入るかどうかという解釋上の問題、あるいは消防の職員が警察に入るかどうかという問題、あるいは監獄職員の問題、これらの解釋上の問題として問題点がそこにある。以上こまかく各條項につきまして問題があり、その問題が解明されない限り批准がむずかしいという問題を指摘したわけでありませう。

○井堀委員 これは多少国の政策とも關係がありますから、御答弁が困難な

ら、次官からお答えいただくなり、あるいは保留してあとで大臣から御答弁

いただいてもけっこうだと思ひますが、お答えができるのではないかと思ひますのでお尋ねするのでありますが、第八十七號の前書きのところで「國際労働機關憲章がその前文において、結社の自由の原則の承認こそ労働條件を改善し、平和を確立する手段であると宣言していることを考慮し」と書いてあります。さらにフィラデルフィア宣言を引用いたしまして、その「表現及び結社の自由は不斷の進歩のために欠くことができないことを再確認していることを考慮し、」この二つがこの條約のいわば基本精神を表わしているものと思ひます。これはさきに總理が私の質問に御答弁なさったことで

尽きておる。速記を引用すればすぐわかるのでありますが、ILO憲章の重要なことは、労働條件を改善することによつて世界の恒久平和に寄与しようとするところにあることは、政府もよくお認めのことであると思ひます。こゝういふ点からいまして、ILO條約を批准し、理事國として日本が國際正義を推進していこうということになりますと、この條約の二つのこの問題をはずしては私は意義がないと思ひます。しかるところかどうか知りませうけれども、聞くところによりますと、最も新しいニュースとして、ILOの理事會において日本政府の代表が大へんお困りになったやうであります。三十八カ

國の全員が、この條約に批准してない國々に対して、その批准を實行に移すためのいろいろの討議の結果採決をしたが、日本政府は保留するといふやうな苦しい立場をとつたといふことを聞

いております。その辺の事情について説明ができれば伺いたいと思ひます。

○龜井政府委員 今お話しのような趣旨の具体的な内容につきましては、正式に承認をいたしておりますので、お答えすることを遠慮していただきたいと思ひます。

○井堀委員 きょうの議連の委員會に労働大臣と總理大臣をお呼び出しになりまして、私もちやうど臨時差しかえて加わつたのでありますが、そこでもあの理事會の経過については、今申し上げたやうな経過について政府もお認めになっておつたやうであります。きょう労働大臣はお見えになっておりませんが、次官はお見えになっておりませんか。

○宮本説明員 結社の自由あるいは八十七號條約に關するILOの内部におきまして諸活動の問題に關連いたしまして、この條約の批准促進その他の件が案件としてかかり得るという可能性は、理事會の始まります前に承知をいたしております。しかしながらお示しのような具体的の場合に、どういふやうな状況のもとにおいてどういふ議論について採決が行われたかということ、正式の報告が参つておりません關係上、申し上げることができない、かようなことでございます。大臣の昨日申し上げましたことは、さうな趣旨かと承知いたしております。

○井堀委員 それではこの問題について委員長を通じて要求しておきたいと思ひますのは、その正規の報告が来ましたら、この委員會に文書によつて御報告をお願いしたい。

そこで、今の御説明を伺いますと、この條約の批准の困難な條章の關係については私も多少心得ております。確

かに問題があると思ひますのであります。そこでその問題をどうするかというこ

とについては、政策上の問題ですが、こゝですぐ結論を出すといふことはいかかと思ひますが、このILO憲章のうち最も重要な部分は、労働條件の劣悪なことが、いろいろな社会

上國際的な諸問題、すなわち平和を亂す大きな原因になるといふことはきわめて明確に、しかも繰返し宣言しておるところであります。またそこでこの八十七號の條約採決になったといふことも、今二つの理由をこゝで申し上げ

たことでおわかりだと思ひます。この問題は總理大臣が私に御答弁なすつたことと全くうらはななことなので、時

間があればあの節伺いたしたいと思つたのでありますが、予算委員會でその時間を得なかつたので、こゝへ持つてきたわけでありませう。政府の態度から、あるいは答弁をそのまま受け取りますならば、この條約は率先して批准する義務が日本にあるといふことは明らかだ。しか

しその状態が、今日公務員法や公企業法の公労法や地方公労法などによつて困難だといふことについては一応理解ができるのであります。そこで私はこの條約の中で、すでに日本が批准し

ている九十八號、團結権及び団体交渉権條約に対する点で、條文の解釋を一つお尋ねしてみたい。この條約の第二

條の1に、労働者団体及び使用者団体は、その設立、任務遂行又は管理に關して相互が直接に又は代理人若しくは構成員を通じて行ふ干渉に対して充分な保護を受ける」と書いてある。それ

から第四條「労働協約により雇用条件を規制する目的をもつて行ふ使用者又は使用者団体と労働者団体との間の自

主的交渉のための手続の充分な発達及び利用を奨励し、且つ、促進するため、必要がある場合には、国内事情に適する措置を執らなければならない。」こゝういふふうになつてあるわけであ

ります。この今読み上げた第二條と四條の關係というものは、先ほど取り上げました公共企業体の労働關係を規制してあります公労法、地方公労法の問題

は、これによつて私はもうすでに改正を迫られておる事柄ではないかと思ひますが、この辺の解釈はいかがでありますか。

○龜井政府委員 この九十八號條約については、第六條におきまして、「この條約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は制限に影響を及ぼすものと解してはならぬ」といふ除外例規定がありますために、この條約の批准といふものができたのでございませう。従ひまして、この條約と先ほど御説明した八十七號條約

においては、その点に關して大きな違いがある、いわば九十八號は民間の労働關係についての團結権並びに団体交渉権の促進に關する原則を規定したといふふうになつては理解しております。

○井堀委員 そり御答弁になるだらうと思つたのです。ところがあなたもお認めのように、第六條は、「公務員の地位」とはつきり公務員と規定してあります。

○龜井政府委員 ですから、公務員としましてはそり除外例がありますので、八十七號と違ひます。内容につきましては、御質問の二條の一項に、「相互が」といふ言葉がございまして、これは労働者団体と使用者団体相互が

してきわめて明確になるのであります。しかしそうでなくともすでに日本の批准してゐる九十八号の第四条と、

公労法の団体交渉を制限しておるものとの抵触があるのではないか、このことを実は何っておるのです。それはな

いというなら、おっしゃっているだけば、私どもの解釈が誤まっているかどうかを明らかにしていきたい。

私は何も独断にこう解釈するのではなくて、第四条にちゃんとこう書いてある。自主内政のこの平素を二分して

る。自主的交渉のため、主線を十分い
発達させ、なおその利用を奨励し、賞
いてある。ところが公労法の第四条は

明かにこの国総権に制限を加え、団体交渉に対しては極度の制約をする規定が設けられておるのです。であります

からこれは第四条に抵触するのではないか。だからそれはしないならしい、するならする、どうしてするとい

うことを明らかにする義務があると思
いますからお尋ねをしておる。

○亀井政符委員　先ほど来申し上げま

すように、この四条の規定につきましては、ILOの発行しております審

國は、労働関係局の設置、団体交渉手

統又は監督機關の確立、勞使団体間の協約の締結等、採用すべき方法については、完全の自由を有するけれども、必

ずこれらの機関又は手続を設けなければならぬ。完全な自由を有するけれども、必ずこれらの機関または手続は

設けなければならないという一項目が入っておるわけであります。従いまし

の逆に、そういう自主交渉の手續の十分な発達及び利用を制限するような規

定というものがありませんれば、これは明らかにこの条項に抵触するのでございします。今ILOの要望してございします。先ほど審議経過で申し上げましたような条項につきましては、一応国内法におきましてそれを満たしておる。しかもILOに対する条約の実施状況の報告をいたしまして、それに対してILOからは何らのものが国に対する注意も来っていない。ILO自体もそれを承認しておるといふような実情から申しまして、われわれはこの第四条というものが、わが国の国内法上、団体交渉の促進につきましてこの第四条に合致しておるといふふうに理解して、あるいは解釈して差しつかえないと了解いたしておるわけでありませう。

○井堀委員 それでは次官に一つ確認を求めておきたい。今亀井局長の御答弁のように、この第四条は、公務法の第四条もしくはこれを受けて立つ第三章の関係の制限はこれに抵触しない、それは今局長の言通りであるとして政府はおとりになっているか。これは形式的になるかもしれませんが、内々ではありませんで、外交交渉の公文になれば必要だと思ふ。

○二階堂政府委員 ただいま労働局長が答弁した通りであると理解しております。

○井堀委員 次にお尋ねをしておきたいと思ふが、第二条の「労働者団体及び使用者団体は」という書いてある。この文章は、翻訳がこうなるのでしょが、「代理人若しくは構成員を通じて行ふ干渉に対して充分な保護を受ける」とあるのですが、ここで私は、労働省設置法の関係と公務法とこ

の条約との三つの関連においてお尋ねをしてみたい。労働省は言うまでもなく——ここには使用者団体と並べてありますけれども、労働者の団結権を保護していくことは労働省の重要な職務です。そのためにはむしろ公務法のより団体交渉を自由によれない法律が存在しておる場合においては、労働省としてはむしろこの第二条の規定、さらに一条の規定を尊重して、国内法の改正の機会を作るとか、あるいは改正ができれば運営の面においてこの条約の精神に沿うように努力すべき役所であると私は理解するのであります。その点に対してもし局長で答弁がしにくければ次官でもけっこうです。

○亀井政府委員 九十八号条約の第二条の一項は、労働法の七条三号に当る行為を持つておられます。条文中に「すなわち、労働双方の団体がそれぞれ自由権をそれぞれが侵してはいけぬ、言葉をかえて申しますと、不当労働行為に該当するようない行為をそれぞれが相手方に対して行なうてはならない」という規定であるわけでありませう。この精神は、今申し上げましたように、すでにわが国の労働法におきまして十分満足させておるわけでございます。従つて、この二条の一項に關する限りにおきましては、何ら国内法はこの条約に抵触するところはないといふふうに理解をいたしておきます。そしてまたわれわれは、これらの不当労働行為が現実に行われないうことにつきましては、法律の施行上からいふような注意をし、また労働使に対する指導もいたしておるわけでありませう。

○井堀委員 そこで明確になってきました。問題は三公社五現業の職員が公務員の地位にあるか、あるいはしからざるかということによって、今のことはきわめて明確になってございと思ふのです。どうも私の解するのには、日本の公務員は公務員でないことはきわめて明確であるにもかかわらず、一般と差別をするところは公益事業に類するからというのなら、この労働法でやればよいのです。設けたときのいきさつもございしますが、そういう関係でしかるべく改善を要求する条約の精神は、この第二条に私は十分盛り込まれて、この第四条でそれを具体化されていると解すべきではないか。ことに労働省の任務はそれであるべきではないか。このうり条約を批准しておる国としては、法律改正の時期に到達しない間は、運営の面でも改善すべきものではなからぬ。また労働省はそういうふうな努力すべき立場に置かれておるのではないかとこの条文から感ずるのであります。これに対する労働省の見解を一つ明確に述べて下さい。

○亀井政府委員 先ほどの御質問の中に、三公社五現業の職員が公務員ではないといふようなお話もございしました。三公社の職員は公務員ではございせんが、各公社法、たとえば日本国有鉄道法の第三十四条を例にとりましても、「役員及び職員は、法令により公務に従事する者」といふこととで、三公社五現業の職員は公務に従事するものとみなされております。それから五現業の職員は、一般の公務員と同じように国家公務員の身分を持っておるわけでありませう。またこの九十八号条約二条の一項の問題は、これら

の三公社五現業の職員団体につきましても同じような適用があるわけでありまして、それらの条約に違反するようない行為につきましては、国内法において不当労働行為として制約、制限が行われておるわけでありませう。三公社五現業の職員団体につきましても、この条約の趣旨は貫かれておるといふふうにおわれは理解をいたしております。

○井堀委員 この条文の二の解釈というものが、ある程度明らかになってきたと思ひますが、議論にわたることは避けたので、素直にこの条文をそのまま読んで理解したいと思つてお尋ねしたわけでありませう。どうも今の御答弁では理解がでないのみならず、第九十八号の条約の二条並びに四條に対する政府の解釈は誤まつておる。あるいは誤らないまでも、たとえば第六條の公務員の地位をさっきの説明でも明確になりましたが、国有鉄道法の引例などをして、これは公務員ではないが公務員として取り扱ふというふうに結びつけてお尋ねのようでありませう。国鉄当局がそういうふうに理解して雇主の地位を有利にしようといふことは、労働対立の状態にあつてはやむを得ぬと思ひます。しかし、労働省の立場がそういうものではならぬことは労働省設置法の命ずるところでも明らかであります。しかし、それは議論にわたりますから避けませう。そういう解釈であれば、これはやはりILOの条約を議決された機関の解釈を求めるよりほかはないかと思ひます。その結果によつてまたお尋ねをするかわかりませう。

そこで、また元へ戻つてくるのでありますが、このILO条約全体を通じて、政府の態度は抽象的には明らかにしたものであります。具体的問題としては、どうしても八十七号の批准の必要に迫られておるといふ見解をとる。そうしないと、総理の国会における答弁が単なる表面上をつくり出す言葉になつてしまふ。そういう抽象論ではなく、批准するかしんか、その批准を求めてきているのも明らかであります。こういう点については、また機会を得てもう一度総理にお尋ねするが、ここに労働次官がおいでです。労働次官は国務大臣の代理者で、権限を持つておいでになりますから、ここで御答弁なさるか。そのことによつてこの点に対して一、二問まだ質問を續けてみたいと思ひます。御答弁いたしてくださいませう。

○二階堂政府委員 大臣もしばしば述べになりました通りに、ILOの決議については、その精神を十分尊重していくべきである、これは私もそのように考えております。なおまた、今具体的にお示しになりましたような公務法との関係については、改善すべき点があるならば十分検討をしていくべきであると考えております。従いまして、ただいま労働問題懇談会等において慎重に検討をしていただいております段階でありますので、その結論が出ましたならば、その結論に従つて適切な方針でおります。

○井堀委員 それではせっかく御答弁があったので、ついでにお尋ねをしておきたいと思ひます。日本国憲法三十一條とこの条約の関係についてどのようにお考えでありますか。

日本国憲法三十一條とこの条約の関係については、どうも八十七号の批准の必要に迫られておるといふ見解をとる。そうしないと、総理の国会における答弁が単なる表面上をつくり出す言葉になつてしまふ。そういう抽象論ではなく、批准するかしんか、その批准を求めてきているのも明らかであります。こういう点については、また機会を得てもう一度総理にお尋ねするが、ここに労働次官がおいでです。労働次官は国務大臣の代理者で、権限を持つておいでになりますから、ここで御答弁なさるか。そのことによつてこの点に対して一、二問まだ質問を續けてみたいと思ひます。御答弁いたしてくださいませう。

もそうではありませんよ。今日本の戦後批准された条約を見ますと、この手続にもありますように、批准をするかしないかについてまず判断をするのは政府で、閣議の決定でしょう。閣議決定ができればそれを国会に出して、国会が批准に承認を与えるか、あるいは否決するかということなんです。否決された場合のことは今のようなことです。むしろ手続としては、政府は今言うように、国会でも言明する以上は同時に批准の手続をそれからやるべきではないか。また先ほど幾つかずつとあげられた中で私ももつとこまかく検討をしてみたいと思いますが、最低賃金制度の問題以外に当然まだ批准のできるものがあるのです。こういう批准の問題

について手続を当然政府が国会に向つてやるべきではないか。ちやうど戦前の政府が枢密院にするように、ああいいう手続でやってくれるなら、手続の上についてももっと国会に——一般の制度が変つてきたのでありましようけれども、權威ある機関といへば国会のことですから、ただ書類を国会の議長に出す、手続はそれでいいかもしれません、あの枢密院のやかまし屋のところへひんばんに政府委員が通つて了解を求めたり、説明をいたしたり、大へんな努力をしておる。やはりああいうことは国際法を忠実に日本国は処理しておるといふ一つの証左にもなると思ふ。こゝういふ点に対しては、労働省にせういふ手続が回されてからといふのは、どうも国会の扱ひは法律のほんの最小限度の義務を終ればいいといったような感じがいたすのであります。こゝういふ点に対するをもつと積極的な努力を払ふということになれば、今具体

について手続を当然政府が国会に向つてやるべきではないか。ちやうど戦前の政府が枢密院にするように、ああいいう手続でやってくれるなら、手続の上についてももっと国会に——一般の制度が変つてきたのでありましようけれども、權威ある機関といへば国会のことですから、ただ書類を国会の議長に出す、手続はそれでいいかもしれません、あの枢密院のやかまし屋のところへひんばんに政府委員が通つて了解を求めたり、説明をいたしたり、大へんな努力をしておる。やはりああいふことは国際法を忠実に日本国は処理しておるといふ一つの証左にもなると思ふ。こゝういふ点に対しては、労働省にせういふ手続が回されてからといふのは、どうも国会の扱ひは法律のほんの最小限度の義務を終ればいいといったような感じがいたすのであります。こゝういふ点に対するをもつと積極的な努力を払ふということになれば、今具体

的に言つたような方法も出てくると思ふのです。これはしかし私の要望であります。また機会を見て、国会の意思をもつと明確にして、そういう扱い方に対する国際信義を裏切らないように努力をすべきだと私は考えております。

時間の関係もありますので、一応私の質問はこの程度にいたしておきます。

○森山委員長 本会議の散会後まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後四時六分開議

○野澤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を許します。井堀繁雄君。

○井堀委員 日雇労働者健康保険法の問題につきましては、かなり以前からその改善が要求され、またたまたま政府は国民皆保険を指向して、あらゆる保険の制度を改善されようとしておる御努力に対しては、深甚なる敬意を表したいと思つております。この機会に厚生大臣におかれたいと思つておりますのは、政府が国民皆保険を改善し、あるいは日雇労働者健康保険法を改正しようとするに当りまして、国民皆保険との関係であります。いわゆる国民皆保険というのは、岸内閣の基本政策の一つであると思つて、その国民皆保険を指向しての本法案の改正であると思つて、まずその点についてそりであるかどうかを確認してから質問を続けたいと思つております。

○堀木国務大臣 社会保険全体を通じて、国民皆保険の実現をはかりたいというものが私どもの考え方でございます。それから、漸次改善を加えて終局的な目的を達成したいと思つておるような次第であります。

○井堀委員 そこで国民皆保険という言葉について、世間ではよく安易に文字通りたまたまの国民に保険で医療を受けさせるといふ機会を与えることだけが国民皆保険であるかのごとく、安易に理解しておる向きがあると思つて、少くともここで政府が掲げておる皆保険とは、ただ単に数の上ですべての国民が保険で医療が受けられるというだけではないで、あくまで医療保険の目的である治療の完遂を期することが保険の制度でできるというところになければならぬと思つて、この点についてもう一度お尋ねいたしておきたいと思つております。

○堀木国務大臣 むろん終局的な目的は、おっしゃる通りでございます。われわれは各社会保険を通じて医療保障の完成を期するといふ考え方が申しますと、単純に、保険の未加入者が多い、これを吸収していくということだけではあつてはならないということを感じておりますが、被用者保険におきまして、地域保険におきまして、いまだその完成の道程にあるわけでございます。さしあたり保険未加入者を保険に吸収するといふことが緊要の事であると思つて、さしあたりその点についての努力をいたすというところは当然であらうかと思つて、と同時に各社会保険を通じて内容を充実して、あるいは整備して参るというところは、当然しなければならぬことだと考えております。

○井堀委員 それで漸次明らかになりましたが、もう一つ基本的なことについてお尋ねしたいと思つて、ここに提案されております日雇労働者の健康保険と一般の雇用労働者の健康保険とを区別する健康保険の制度であります。これは私は、以上二つの点を質疑をいたして明らかにいたしましたように、医療保険の合理的な統合を必要とする時期が来ると思つて、またその時期がいつになるかは——すみやかな方がよいといふことには違ひないのでありますから、そのための一つの段階的な処置といふものが、この種の改正のときに考えられていなければならぬはずだ、もちろん考えていると思つておりますが、医療保険の制度の中においては一番近似性を持つこの二つの保険の制度をまず一本にすることが望ましいと思つて、この改正案では、そういう点に對して、この改正案ではどのようにお考えになつておるか、一応提案理由の説明の中では言及されていなかったもので、お尋ねをしておきます。

○堀木国務大臣 同じく被用者保険と申しましても、日雇健康保険につきましても、これはもう井堀さんがよく御承知の通りに沿革的にごく新しい制度であるとともに、その雇用形態その他が非常な特殊性を持つておる、そういうふうなところから、今回私もこの問題の前進をはかりたい、こういうふうな考えをもちまして、日雇労働者健康保険法を改正したいといふことで提出いたしましたような次第でございます。具体的な個々の点につきましては、政府委員から答弁をさせていただきますと思つております。

○井堀委員 雇用の性格が多少異なることは、われわれもよく理解しておるつもりであります。しかし雇用労働者の保険としては、急速にこの状態を一つのものに置きかえるという点について、提案理由の説明でも言及されておられません、今お尋ねしても明確な御答弁がいただけないのであります。全然お考えにならなかつたのでございましょうか。今お話を伺えば財政上の事情と言つておられますが、そんなことでございましょうか。大事な点でありますから、もう一べん大臣に御答弁を願つて、事務当局からお答えて願えればなおけっこうだと思つております。

○堀木国務大臣 率直に申し上げますと、今回の予算編成に當りまして、この日雇健康保険の改正をせむした。むろん健康保険の他の関係をも考慮いたしますが、ともかくも沿革的に非常に新しい問題であります。そして雇用に特殊性があるといふことで、さしあたり従来問題になつておりました、医療給付の補助の問題の關係及び傷病手当金、出産手当金の問題だけなりと解決したい。財政的にごらん願ひまして、実は被保険者の数から見まして、五億数千万円の金がここにあり、このことは、日雇健康保険の現在の状態が劣悪であるといふことから、ウエートから申しますと、相当重きを置いて前進をはかる——むろん私もこれで満足するわけではございませんが、ともかくも今回の各種社会保険のウエートから見まして、日雇健康保険のすみやかなる前進をはかりたいといふ考えから、現在できる限りのことをいたしますといふことを申し上げて

るよりほかはないかと思つて、あります。なお詳細は政府委員から御説明いたさせます。

○高田(正)政府委員 井堀先生のお尋ねの御趣旨は、あるいは現在の健康と日雇健康とを一緒にして、健康に吸収したかどうかといふような点に接触になつていないと思つて、なるほどそういうことも同じ被用者であり、しかも健康の方が給付の中身がよろしくございまして、そういうふうなことも一応考え方をしまして、あるいは成り立ち得ると考えられるかもしれないと思つて、健康保険の対象と日雇労働者健康保険の対象といふものと、これは本質的に雇用の実態といふか、そういうものが違つてゐるわけでありまして、従つてこれを健康保険に吸収して参りますには、いろいろな意味での無理が非常にあると思つてゐるのであります。御存じのように、その雇用の実態が違ひますので、従つて保険料の取り方なんかも違つてゐるというところからいふことは、元来が違つた労働者でございまして、これは分けておきます。むしろ日雇健康保険の給付の中身をできるだけ健康保険と調整をとつていくという方向にも、これはいろいろ無理が伴つてくることは当然なことではございまして、その方向としてはそういう方向でものを考えていく。そして給付の内容で調整をとつていくように、できればそうしたい。しかしながらこれを一本にしてやるということは非常に無理があると思つて、むしろ一本にしたいといふ

ることになりますと、外国でも例がありますように、ナショナル・ヘルス・サービスというような格好で一本にするとか、あるいはわが国でいえば、地域保険の給付の内容がよく似た場合においては、住所地において一本にするとかいうようなことを考えるよりも、ほかに方法はないのか。事務的にはさような考え方をいたして

○井堀委員 厚生大臣にお尋ねしたいと思いますが、今の事務当局のお話の中で、健保と日雇健康保険の問題について——将来は国民すべてが保険で完全な治療を受け、生活の脅威から救済していくという、この国民皆保険の目的はもうすでに明らかであります。そういう方向へ近づけるように、この種の改正というものは絶えず心がけなければならぬことは異論のないところだと思っております。今局長の御答弁の中で、なるほど保険でありますから、保険の経営の財源の中には、主として被保険者の負担する保険料、あるいは雇い主の負担する保険料の問題が確かに特異なケースにあると思っております。そういう点を無理に一緒にするということは、角をためて牛を殺すという愚をあらえて結果になると思っております。そういう極端なことを私はお尋ねしようとは思っていないのであります。またまた御答弁の中で先回りをしてお答えいただいたのは、給付の面の歩調をそろえて、そして近似性をそろえていくところから漸次統合へ持っていくというお考えのようで、けっこうなことだと思っております。そこで厚生大臣にお尋ねをいたした

と思いますのは、今労働省があとから来ると思いますが、日雇労働者といえども片一方は失対事業法という別個の法規の上に立っており、特異な雇用関係の労働者であります。ことに給付の面において失対事業法は依然として一般の労働者よりはやや低目の賃金を定めるといふようなことが公然とあつてあります。いわば失業保険と生活保護法のような——生活保護法といえどもとと諍弊がありますが、とにかく失業保険で救済するよりは、仕事を与えながら多少でも労働によって生活の資を得させしめようという一つの中間的な政策だと思つてあります。だから雇用関係の中に一つの社会政策的なものが加味されておる特異なものだと思つてあります。ここに特異な保険を作つたという歴史があるわけでありまして、そういうような問題を解決していきまうためには、やはり給付面で歩調をそろえさせるということが非常に重要だと思つてあります。これと、それからこれは労働省の方の所管になるのでありますけれども、失対事業関係の労働者が最近非常に性格が変りつつある。当初この法律が予定しておりました事象よりは非常に變つた形にきておるわけでありまして、こゝろからこの保険の問題について、私はただ給付面ではなくて、もっと近似性を持たせる点が現在の保険料率のきめ方やその他にあると思つてあります。これは具体的にあとで条章についてお尋ねをしていきたいと思つていますが、そういうような方向について今度の改正案はあまり深くお考えにならないか、もつと

そういう点を深く考えないと、国民皆保険という大きな基本政策を貫こうとする場合にみづから障害になるようなものを作り上げる懸念が多分にあると思つてあります。そういう点お気づきになつて準備をされたか。今財政の關係は別に私もわからぬわけでありまして、ただそれだけではな

○堀本國務大臣 私としてはむろん井堀さんのおっしゃるような理想といふものを考えない、この問題の現実の問題だけの解決もなかなかできなかったのじゃないか、実はこう考へておるのではありません。ことに今お話のように最近の失業問題、それに關連する労働政策——しかし実は失業保険を扱つて、失業保険といふものは社会保険の一つであらうと考へておるもので、それらと彼此にらみ合せても考へていきまうと同時に、一方においては終局の理想を持ちつつ物事を考へて参る、率直に言へば、今度の国庫の負担を一割五分から二割五分に上げましたようなことも、あるいは給付内容について考へましたことも、今言つたような見地から考へたのであります。これはまあ御質問の内に御出でありますが、その料率の問題等につきましても、日雇健康保険の性質であるといひながら、相当赤字を出しておる状態である。しかもそこに長年の希望である傷病手当金、出産手当金といふものを解決して参りたい、しかもそれに対して政府が三分の一を負担するといふようなこともすべて一つ

○井堀委員 まだ私不勉強で十分な検討は遂げてはおりませんけれども、一讀いたしまして、この改正の中で給付面では傷病手当金の支給と出産手当金の支給の問題が新しく加えられておるやうであります。そこでこの点について、二具体的に疑問の点を明らかにしていただきたいと思います。冒頭に申し上げましたように、こゝろの保険はできるだけ統合といふか、あるいは一つの共通性を漸次強く発展させていかなければならぬといふ点は、よほど細心の注意と努力をすべき点だと思つておる。そういう点で今度傷病手当金の制度をせつかく新設してもらつたのであります。ところがこの傷病手当金の給付に對して、たとえば健康保険の方で給付の日の起算点であります第四日目からといふのを五日目と一日づらしてみたり、非常にけちな何かいかにも別なせねばいかぬといふところがある。こゝろ、なぜ健康保険に歩調を合わせないのであるか。それから今度は金額の問題についても、健康保険でいきまうと標準報酬といふたようなものが基礎になりますから、この点、技術面では多少苦心が要ります。しかしどうも安易につこつという傾向が出てきておるやうです。やはり法律で百分の六十といふ言ひ方をしたり、あるいは百分の四十といふたような表現の仕方をしておるのに、こゝろではこゝろ金額の切り方をしてきておる。これは労働省の方の今度の失対事業に對する予算の組み方、それから運営の仕方の上においてだんだん變つてきておる。こゝろのものとの間に無關係であるとは思いません。これはあとで労働省とあなたの方の關係を伺いますが、まず給付を始めるのに四日を五日にずらすといふことは意味のないことではないか。多少困難があつても法律的にはやはりさういふところに歩調を揃えていくといふところに、先ほどお尋ねしたことに対する御答弁が生きてくると思つておる。それと今言つた給付の額で言わない、どつちがいかわかりませんが、額にするにしても額ではこうなるけれどもこれは百分の六十に相当するといふたようなやり方が常識として許されることじゃないかと思つておる。この点を一つ。

○高田(正)政府委員 起算日を四日にしたことにつきましては、これは健保は三日であるからむしろ三日とすべきではないかという趣旨の御質問だと思つておる。私もこの点はいろいろ検討いたしたのでありますが、率直に申し上げて傷病手当金の制度は日雇労働者の場合におきましては、失業、いわゆるあふれた場合には失業保険、病気で労働不能になつた場合には傷病手当金、こゝろからいふと格好にはなるわけでございます。それである意味におきましては失業保険と、何と申しますかその社会的な機能といふものが非常に以て機能を営むわけでございます。それで御存じのように失業保険の方が待期四日といふことになつておるわけでございます。そこいらのところも考へましたことが一つと、それからいふ一つは、私もいふたしましては傷病手当金制度を実施いたしますにつきま

しては、何としても国庫の負担を三分の一——今社会保険で三分の一という負担率は一番高い負担率でございます。失業保険が三分の一であります。元来疾病保険におきましていろいろの補助があったり、あるいは負担が少なかったりいたすけれども、傷病手当金の部分につきましては負担をしていないのが、他の疾病保険におきまして通例でございます。医療費に対する負担というものは、例がございまして、けれども、傷病手当金の給付に對しては、その補助なり負担の對象にしたりしてはおられないわけでございます。しかしこの点は、今回日雇い労働者健康保険に傷病手当金という制度を設ける以上は、どうしても国庫負担をせざるを得ないわけがない。これは日雇い労働者の保険料で全部やるといふのでは絶対に困る、だからその意味においては医療保険の今までの考え方というものをある程度例外的な取扱いにしても、しかもその負担率は、失業保険と社会的な機構においては、ある意味では同じような機能を営むのであるから、失業保険と同じ負担率をやつてもらわなければ困る。これは内部の事情を申し上げてはなはだ恐縮でございますが、こういう点を私どもは非常にこだわつて主張をいたしましたわけでありまして、その主張はいくらもたけなものでございまして、さういふ立場をとりますと、期待の方も三日にたしかつたのでございまして、けれども、しかしそれも失業保険となつて四日に落ちついた。この点決してわれわれこれで満足しておるわけではないのでございまして、いろいろの折衝の過程から申しましてさういふことに突

は落ちついたわけでございます、いきさつをごく率直に申し上げまして、お答えをいたしましたわけでございます。○井堀委員 失業保険との関係についてはどうやら理があるように思われまうけれども、この場合は先ほど言つておられるように、失業保険と医療保険との関係はこれは似ては似つかない性格のもので、むしろこれを健康保険に歩調をそろえたからといつて、それらに弊害がくることは、私の知識では理解ができませんのであります。まあしかしさういふ事情があつたといふ御説明でありまして、一応何つておきましよう。そこで、くだいようでありますけれども、こゝろの事情以外にないとするならば、私はこゝろの事情以外にないことには言わないで三日目からということにしたらどうだろうと思ふのです。先ほど私達回しのような質問で恐縮でございますが、またこれは、基本政策の点について言及したのは、政府の態度が問題だと思つたからお尋ねしたわけでありまして、それでは政府の方針と実際とはマッチしないことになる。どつちか一方を言つておることになる。私はこゝろの国民生活に直接関係を持つ日本の一番大事な福祉国家建設のための足固めをしていくような政策を実践に移す法律については、できるだけ国民に理解しやすいようによつていかなければならぬのではないかと。私も多少保険に手をかけたつもりで、国民の中ではややくらゝと近い方ではないかと思ふ。それがちよつとこれを見て、何でこゝろのけちなことをするかわからぬ。むしろこれは片方が三日目といふから二日ぐらゐにしてやるべきではないか。日雇いでですから、その日の収入で

その日暮していきけるかどうかという問題で、二十一日の就労日は短かいから、もつと就労日をふやしてもいい、もつと働かしてくれという訴えが一方に起つておるわけですね。それは何を語るかといふと、働いても生活がでないのです。それが疾病にかかつた場合に、せつかくこゝで傷病手当を出さうといふのでありますから、こゝろのところに、こゝろの政策を打ち出す場合に大切な呼吸があるのではないかと。一日早く出したからといつてどれだけ全体の財源に響くか。これ以上は議論にわたりますから避けたいと思ふ。次にこれと関係を持ちますのは、この傷病手当の金額です。一級、二級に分けてこゝで健康保険に歩調をそろえようとする努力はわかるわけでありまして、けれども、しかしこれを出すのに、また片方は標準報酬といふものがあつたからわかりやすい、こゝろの答えになるだろうと思ふわけでありまして、片方は予算単価が出てきておるわけですね。緊急失対法によりまして、今日予算の出し方を見ますと、二十一日の就労で全国平均労働賃金については三百六十円でございまして、これを認めたわけでありまして、また公式のあれがちゃんと出てきておりますから、標準報酬よりもつとつかみやすい。こゝろは労働省と食い違ひが出るかもしれないからあらかじめ呼んでおいたわけでありまして、こゝろの法律上の公然たる三百六十円といふような予算単価が出てきておるが、実際支給してゐるのは四段階から八段階に刻んでやる。これは少しやり過ぎだといふも言つておる。それはそれとして一応こゝの場合には一番

やさしい方法が出ておる。予算単価の三百六十円を二十一日の就労日で保険の計算をするのは一番楽だと思ふ。この方法をとらないで、どうしてこゝろの一級、二級をとつたか。これはまた予算単価が変れば変更をなさるのか、あるいは自動的に片方の法律が変れば変わるのか、こゝろの点に對するお考えを明確にしたい。○高田(正)政府委員 御質問の御趣旨は、健保の方では標準報酬の六割とか、なんとかいふきめ方をしているが、なんでこゝろの方では二百円とか四百円といふきめ方をするのか、要約すればさういふことだろうと思ふ。これは私が説明するよりむしろ井堀先生がよく御存じのように、日雇い労働者は、なるほど失対関係の労働者だけをつかまれば、東京なら東京で働きます労働者の毎日の賃金は同じかもしれない。しかし、日雇い労働者健康保険の對象者は、失対事業だけではございせん、その他にもたくさんあるわけでありまして、しかも日雇い労働者の特質は——これが健保の被保険者と本質的に違つておるわけでありまして、日々雇入れられるわけでありまして、従つて、その日によつて賃金が変わる可能性が十分あり、また變つておる人もあるわけでございます。さういふことで、健康保険のように標準報酬制をとらない。また、日々賃金が変わる可能性があり、同時に就労日数も變つてくるわけですから、従つて、その地区のその人の収入が幾らかといふことは變つてくるわけですね。さういふ特殊事情にございまして、保険料の取り方におきましては二階級に分けて、しかもその階級の人にはフラットで幾らというふうな保険

料の取り方もいたしております。その関係から、傷病手当金の支給額も、標準報酬の支給額が六割なら六割というよりなきめ方はできない性格のものであらう、かやうに思つてございまして。ただこの二百円と四百円をきめたにつきては、おおむねその等級の方々の平均賃金の六割といふふうなところを私どもの方の頭に置いてはおるわけでございます。そして先ほど手当てのところで失業保険のことを申し上げましたが、失業保険の方の給付金が二百円と四百円でございます。で、それと合せていくことが諸般の事情から申しまして妥當であらうといふ考え方から、こゝろの制度にいたしましたわけでございます。○井堀委員 私の質問がまずかつたのですが、私の公共事業に一応限定してお尋ねしておつたつもりであります。民間の日雇いの場合は、健康保険へ統合していくのはやさしいと思ふ。またすべきだと思ふ。これは私が数年前要求しておりますように、零細企業の五人未満の事業場の人を把握せぬようならば、こゝろの考え方を健康保険があるか、こゝろの考え方を私が保持しておるからであるかもしれせん。それと同じように、民間の日雇い労働者は賃金の支払い形式が毎月払いか月給になつておるかといふことであつて、健康保険の算定方式をもつてすれば三月月間の標準報酬のつかみ方が一応法律で規定されておりますから、その中でできるのです。ただ経費がかかり、役所は人を大勢使わなければならぬといふことは起るかもしれせん。その問題を除けば私は健康保険法に歩調を合せていくべきものであらう

らと思う。これは問題がない。問題があるとするは、公共企業体に雇われてる日雇い労働者、これは身分の上でも公務員に準ずるというのでありますから、いろいろあるわけでありまして、けれども、こういう状態はもつと改善していかなければならぬと思うのです。これは労働者が怠慢です。よい知恵が出ぬからだろうと思っておりますけれども……。こういう問題は別として、そういう事態を十分検討されての上で、ろうと思ひますから、本来ならそうすべきであらうという建前でお尋ねしてゐるわけでありまして。これも議論にわたつてはと思ひますから、次に進みます。

今私の聞こうとする前に答弁していただいたのでありますが、一般の場合百三十円と二百円、二級の場合は百四十円と九十円、健康保険の百分の四十、百分の六十に近い数字を出したというのでありますが、今日三百六十四円平均の予算単価でいいますと、百分の六十で百八十三円六十銭、百分の四十でいいますと、百二十二円四十銭になるわけですが、それを百三十円と九十円、二百円と百四十円。しかし、それを割つてもかなり低くなる。それならやはり百分の六十というものを出して、端数は四捨五入するとかあるいは勘定のしやすいように適当にきめるといふことであれば、将来この種の保険を改正しもしくは統合するといふ形が出てきたときに、きわめて合理的な処理ができるではないか。専門家である厚生省がおやりになつたことにけちをつけるような質問でありますけれども、どうもこういう点は理解ができてくいです。そうむずかしいことでは

ない。財政上の理由は成立しないわけですが、みみっちい質問かもしれないけれども、百八十三円六十銭で払うより、一級と二級にした方が負担が軽く済むといふことだからいふ考えであらば、こういうことをやってもよいかもしれない。けれども、この辺の考え方はどうか。何かと私の知らないことではないか。何かと私の知らないことではないか。何かと私の知らないことではないか。

○高田(正)政府委員 若干先生の御質問を取り違へてゐるかもしれませんが、失対事業の場合には全国平均が三百円と三六の十八、百八十円。それでそのところを二百円ということにしたのでございませう。(井堀委員)二級があるですと、二級二百八十円未満といふところで、その辺なかなかむずかしいところでございますが、二百八十円未満の方で申しますと、これは私どもの資料によりまして、失対だけでなく、日雇い労働者の対象の平均賃金は二百三十円程度になるわけでありまして、六〇%といふことになると百四十円見当になる。私もこの金額をきめました。私どもは、片方でそういうことももちろん配慮いたしてありますけれども、それよりは、先ほど申し上げましたように、失業保険の給付とをそろえておいた方が何かにつけて都合がいいのではないかと。その辺のところを非常に強く出して二百円と百四十円といふことに実はきめたわけでありまして。日雇い労働者の実態がいろいろ千差万別でございますので、人によりましては六割以上になる方もありまして、その辺のところ

ろは個々ばらばらになつてくると思ひますが、そこは日雇い労働者の先ほど申し上げましたような実態から、保険料の方もフラット、給付の方もフラット、こういうふうな考え方で実は立案いたしましたわけでございます。

○井堀委員 労働者に伺ひますが、今日雇ひの全国平均は、公共企業体関係は、これはもう補助金で出てきますから三百六十六円が平均で、民間に雇用されてゐる者の平均をつかんでおりますか。

○三治説明員 雇ひの平均賃金は、全体としての民間のやつはPW関係で調査をしておりますが、その各職種のやつを平均してもこれはあまり意味がないので、私の方ではその平均のやつは出しておりません。失対の方でやつておられますのは、職種が限られておりますので、非常に軽作業、重作業といふことで、一般PWから出してゐるわけでありまして、私の方としては民間の日雇いの賃金の平均は存じております。

○井堀委員 私の方で労働省の出した資料の中から検討を加えたものがあります。格別今問題になりませんが、労働者に答えてもらつて信頼力があると思つてお尋ねしたのですが、民間はこれよりかはるかにいいのです。そこで保険局長にお尋ねするのですが、あなたは今冒頭何つたときに、保険料の方ではなかなかそろえないけれども、給付の点ではそろえたいと最初にお答えになつた。金額でひく開きが出てくれば別ですけれども、金額の問題で争ひがないとするならば、やはり百分の六十を公共企業体の日雇ひに払われたものは全国的につ

かめておる。それから民間のものについても労働省にちゃんとあります。毎年これは失業保険の調査をしておりますから、だからそれはちゃんと資料があるわけでありまして。ただそのなるとどこであなたの方の言つておる一級でいいますと、なるほど百八十三円六十銭ですから、二百円に比べれば、これは二百円平均でいふ方がいいかもしれない。それからもう一つ問題があります。給付の問題については、一級、二級だけでやるのが合理的かどうかといふ問題があるのです。実際労働者の受け取つてゐる公共企業体の場合は、八段階くらいに分けてある。ひどいところになるととこまかく分けてある。けしからぬと思ひます。日雇い労働者の緊急失対事業法の違反です。これは。だからそういう中から日銭で保険料を取り上げていくのですから、せつなくみなのためにやつてあげて、しかもこれはもうわずかの収入です。一円、二円がその人の生活に――高所得者と違ひまして、そこで保険料が少しよけいとられますと、すぐその人の夕飯のおかずになります。その人の健康の最少限度を保持する状態に影響してゐるのです。こういう改正については、そういう事態を十分かんでは、労働省の人と一緒に、保険改正の場合には十分な評議を遂げて、それにマッチするよう持つていくべきではないか。そういう場合にはこんな一級、二級という割り方をしないで、できるならばそのときの収入にあまう大きな影響の起らないような、まあ六〇%がいかに悪いかは別に、私はこういう

場合には一〇%をやりたいものだ、そういう意味で級別に下の方を上げてきて、上の方をスライドさせるというのであれば理解ができるのです。ところがこれは上の方はとめておいて、下の方は低いのにスライドさせるのです。二級といふのはそうなるのです。といふのは二級の中で一番低い人はいいのです。これは少し上るかもしれない。そんなのができるかもしれない。大部分は下ります。一番給付を受ける人の多い部分がこれに該当してゐるのです。こういう点は厚生省は知らぬと思ひます。だからそういうことを無難なやり方をしようといふ健康保険の精神のよりに、日ごろの収入に均衡のとれた傷病手当金を出していただけたらいいことが望ましいのです。もし特殊性があるとするならば、傷病手当をせつなく踏み切つて出そうといふ以上は、病気になるたときはふだんよりも栄養をとらねばならぬでしようし、その他入費もかかるわけでありまして、ほか人とは今まで払つてゐるものが減るようなことのないような保証をつけていただくといふことでなければ、この種の保険といふものは手が届かぬと思ひます。社会保障的な性格を帯びた、雇用関係にある日雇い労働者の対策としての保険は意義がそこに見出せないと思ひます。そういう配慮が計画の中に出てきて、一ぺんで行かないといふならそういう傾向が芽を出してくるというところが大事だと思ひます。国の予算、財政が許せばどこへ注ぎ込んだらいいか、随時それが効果的に流れていくという制度にしていかなければならぬ。こういう保険を扱うときの配慮としては非常に大事な点ではないか。こういう点を

かめておる。それから民間のものについても労働省にちゃんとあります。毎年これは失業保険の調査をしておりますから、だからそれはちゃんと資料があるわけでありまして。ただそのなるとどこであなたの方の言つておる一級でいいますと、なるほど百八十三円六十銭ですから、二百円に比べれば、これは二百円平均でいふ方がいいかもしれない。それからもう一つ問題があります。給付の問題については、一級、二級だけでやるのが合理的かどうかといふ問題があるのです。実際労働者の受け取つてゐる公共企業体の場合は、八段階くらいに分けてある。ひどいところになるととこまかく分けてある。けしからぬと思ひます。日雇い労働者の緊急失対事業法の違反です。これは。だからそういう中から日銭で保険料を取り上げていくのですから、せつなくみなのためにやつてあげて、しかもこれはもうわずかの収入です。一円、二円がその人の生活に――高所得者と違ひまして、そこで保険料が少しよけいとられますと、すぐその人の夕飯のおかずになります。その人の健康の最少限度を保持する状態に影響してゐるのです。こういう改正については、そういう事態を十分かんでは、労働省の人と一緒に、保険改正の場合には十分な評議を遂げて、それにマッチするよう持つていくべきではないか。そういう場合にはこんな一級、二級という割り方をしないで、できるならばそのときの収入にあまう大きな影響の起らないような、まあ六〇%がいかに悪いかは別に、私はこういう

大ざっぱに切り、あるいは健康保険よりは後退した——それは計算は簡単かもしれない、一級と二級に分けてしまえば、そうすれば労働者の方の今後の日雇い労働者の給与のきめ方は一級と二級にしてしまわねばいかぬと思う。こゝういふ関係が起ってくる問題なので、私は配慮が足りないのじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○高田(正)政府委員　ごもっともな御趣旨の御質問と拝承いたします。実は私も最初には保険料の方につきましても、それから傷病手当金につきましても、もう少し賃金の実態に合うように、言葉をかえて申しますと、刻みを多くしてものを考えたわけでありまして、四段階程度に実は案を考えたわけでありましたが、しかしなるほど理屈はそれとも一つの理屈でございましてむしろ理論的かもしれないわけなんです。ところがどうもこの原案が不評判でございまして、社会保険審議会あたりでも労使一致して、これはやはり理屈は理屈としてあまりめんどうくさ過ぎるのじゃないか。それで実際の事務の面でも非常に不必要な——不必要といつてはなはだあれでございしますが、非常にめんどう過ぎるのじゃないか、やはりむしろ失業保険と合せて二百八十円を——前の現行法は切りが二百六十円でございますが、二百四十円というのはいずれも、二百八十円ぐらいの上下切つて二階級にして、保険料も傷病手当金の方もそゝういふようなことにした方がむしろ関係者全体が円滑にうまくいきやせぬか、こゝういふような御意見もございまして、実は考え方を改めまして二つにしたようなわけがあります。日雇い労働者の実態という

ものが確かに先生御指摘のように千差万別でございまして、しかも先ほど私が申しましたようにその労働実態の特殊性というものが常用労働者と違つたところがございしますので、どうしてもこゝういふ一つの制度を考えます場合にはある程度、何と申しますか、大なたをふるつたような整理の仕方をしていかなければ、保険という一つのしかけになかなか乗つてきにくい。しかしまた同時にそゝういふ大なたをふるつたやうなやり方をいたしますと、御指摘のようにそれぞれの個々の実態と比べてみますと、なかなかこれではびつたりしないじゃないかといふふりな欠点が出て参るかと思ひます。その辺の調整をどういたしますかといふことが制度を考えます場合の勘どころであらうと思ひます。私もいろいろ考えた末にこゝに御審議をいただいておりますやうなところにおちついて参りました、かようなことで一つお願いいたしたい、こゝういふやうなことに実はなつたわけがあります。

○井堀委員　今の問題は、健康保険の給付の段階があまりこま過ぎる。そういう点はずっと荒刻みにした方がいゝのではないかと思ひます。それをすれば、やはり傷病手当金の金額がもう少し実情をまかなうだけの——本来ならこゝういふ性質の傷病手当金というものは低額所得者、ことに日ごろの生活に余裕がなく、病氣にかかつて経費がよけいにかかる、といふときには、やはりその最小限度はまかなえるといふことにしなければ、健康保険の新しいは発揮できないのではないか。そゝういふ点からいふと、今の傷病手当というものの出し方というものは、負担金に

正比例させるといふ厳格な考え方よりはやはり多少相互扶助の精神を高く現わして、負担能力がある者には日ごろからよけい負担してもらつて、負担能力は低いけれどもそれによつて救済を受ける事情の濃厚な者に対してはやはり高額の反対給付をして差し上げるといふやうに改善をしていくべきではないか。そゝういふ点で多少荒刻みにしていくといふことには賛成なんです。しかし荒刻みを逆に持つていったらどうかといふことは、私はいかぬと思ひます。どうも今のお話を聞くと、事務を簡素化するといふことはけつこつですが、どつちにも簡素化したらいいかといへば、簡素化するなら高い方に持つていったらいいのです。二級なんかやめてみんな一級にしたらいいのです。そゝういふ改正ならいふのです。すけれども、出す方がやがて何となくかそこをこまかそゝういふやうな感じを受けたので私は実はお尋ねをしたわけがあります。

しかしそれはそのくらいにいたしまして、いたずらに時間がたちますから、厚生大臣にお尋ねをいただきますために厚生大臣にお尋ねをいたしますが、しかしこゝういふお話は厚生大臣は特にお聞きとめになつておいていただきたいのです。というのは、事務当局の出された原案を直すといふことは、いつの場合でも困難なんです。だから原案を作る前にやはり一応方針といふものをお示しになつてお作りになつたと思ひますが、あるいはお示しにならないで、できたものをごらんになつて御決裁をしたのか、そのどちらですか、いずれにいたしましてもそゝういふ点で実は聞いていたかったですので

あります、大臣お急ぎのようでありまして、あと先になりますが一ポイント先に伺つておきたい。この法案の中で一番いけないのが一つあるのですが、これは新しく提案案と思ひますが、これは新しく提案案としております十六条の五の分べん手当のところで、その二項の終りの方にただし書が出ております。「当該被保険者に被扶養者がなく、かつ、その者が病院又は診療所に収容されている場合には、一日につき、第一級にあつては百三十円、第二級にあつては九十円とする。」この点は大に削られたらどうですか。こんなことによつてどれだけ保険財源を助けるのです。これはさつき議論したことと正反對ですが、これは政策上の問題です。技術もこまかくてくると政策を殺すことになると思ひますが、あなたのお考えはいかがですか。

○堀本國務大臣　私、今までの井堀さんの質疑応答を全部について拝聴いたしておりますが、傷病手当金の支給の問題も、実は社会保険制度審議会では四日より三日にしろといふ御勧告があるわけでありまして、それから保険料額についても、段階の問題は、社会保険制度審議会ではやはり失業保険とあわせて二階級にして、賃金月額二百八十円以上と二百八十円未満の二階級にする方がいゝが、しかしながら保険料額を引き上げるについては十分考慮しなくちゃいけないといふ御勧告もあるのがあります。また、今お尋ねの出産手当についても、金額的に見ましても実は少ないのです。みな一つ一つ取り上げる、とおっしゃる通りみみっちいという表

現当ではまるかもしれませんが、私ども、今おっしゃつたようなことは、いずれにいたしましても今後十分考慮して参らなければならぬ問題だと考えておるのであります。今のお話の出産手当の問題についても最後までもんだのであります、少くとも日雇い労働者の健康保険は井堀さんも御承知の通りなんです、いろいろあげればたくさんございしますが、ともかくもこの保険制度が創設されてから比較的沿革の新しいこと、しかも被保険者の数が捕捉しにくいこと、特殊性のあること等から、これで今度は精一ぱい努力したつもりであります。しかし、今おっしゃつたやうな諸点については私としては今後実現方に努力をいたして参りたい、こゝう考へているやうな次第でございします。

○井堀委員　あなたのその好意的な御努力に対しては私も敬意を表してはいるのですが、ついでに一つこのことも頭に入れておいていただきましょう。私は今十六条のことをちよつと言つたのですが、これは分べん手当の問題ですけれども、分べん手当は、健康保険の場合は四十二日分でしょう。標準報酬は平均してこれより高いですね。しかしお産する費用くらいはみな同じじゃないですかね。こゝろに辺に多少問題がある。だから私がこゝういふ点を抜き書きにして申し上げているのです。が、もつと検討すれば幾らでも出てくるのです。もう一つは、せつかく出産手当を出すといふことにならば、やはりこれは健康保険でやつていくやうに保育費の問題も頭を出していくべきじゃないかと思ひます。これは俗に言う五十歩百歩というやつだ、どうせ赤字だもの、ある程度そゝうすべきだ。さつ

き言ひように、元来日雇い労働者の問題については、働かせながら出産手当を出すのがいい失業保険がいいかというところで潮り切った政策なんですか、そういう政策の基本的なものにあわせてこういう保険も考えていくということになれば、せつかくここにふんばつて分べん手当も出そう、埋葬料も出そう——お葬式の費用に差別をつけるというのでもうかと思ふ。お葬式の費用までも差が出ていますね。埋葬料は原案では十六条の三で四千円です。それからまた先の方へいって、私はこういう日雇労働者健康保険法の悪いところはどこにも削るようにはしたいのだが、特にいけないのは十六条の三の算用数字の4のところの四項です。これなんか健康保険にはないでしよう。「被保険者が死亡の際療養の給付を受けていた場合には、適用しない。」厚生大臣、どうもこれはこういう点で、せつかくこういう法案に手をつけたのに、仏作って魂入れないというやうな結果になりそうなんです。これは少しばかり手を加えると、きゅつと生きてくるという、まことに微妙なところにきておられるので、あなたの御奮起を促したいと思つて意見を聞こうと思つたわけです。お急ぎのようですから、せつかく一つふんばつていただきたいと思います。

そこで、事務局にもう一つ二つ聞いておきましようか。大体わかつたと思いますが、これはどういうわけですか。埋葬料の点で、十六条の三、被扶養者であつて埋葬を行ふ者に対して、埋葬料四千円を出す、これはかかつただけ出してあげるというわけにいきませんか。今大体基準があると思うので

すが、一体厚生省は——これはいなかにはいけふん安くなる、六大都市ではいけふん安くなると思ふのですが、全国平均では大体お葬式の費用をどのくらい見ておられますか。

○高田(正)政府委員 埋葬料の点につきましては今回は全然触れておらないのでございませう。これをもう少し増したかどうかという御質問だろうと思ひますが、まああそこもこれもよく似たところがあるが、いけふん方々にあるわけでございますが、今回はとりあえず傷病手当金、出産手当金という非常に要望されておりました制度を創設する、その中身につきましても、先ほど来先生御指摘のように、御不満であらうと思ひますけれども、まず新しく出発をするということで、まあその辺のところを改正したいというところと、いま一つは非常にこれの要望が強い点でございました。給付の面ではその二点であります。それに国庫負担の辺を少し明らかにして、国のてこ入れを強うしたい。これだけだといひますが、もう一つ、保険料の値上げの問題があるわけで、この辺が今回の改正の要点でございまして、従つて、今御指摘の埋葬料その他の点につきましても、これは拾へば他にも幾らもあると思ひますけれども、将来の問題に譲つて、今回は今申し上げましたやうな点の一つ改正したい、こういう趣旨の法案でございませう。

○井堀委員 何もかも金が足らぬといふことでしやうけれども、私はここで何もかも改めろというのではないのです。これを今度どうして改正の中に入れたかということ、その埋葬料

の最小限度の実費が支払われるようにしてあげたらどうかということを言つてゐるのは、私はそういう深刻な場面にも何回も相談にあつたつて——むしろこういう保険がなければいけません。が、一般の雇用労働者が健康保険で、一応曲りなりにもお葬式が出せて、日雇い労働者の場合には、もらへるけれども中途半端だ。私はこれが莫大な金がかかるのであれば、今日の保険の財政状態を知らないわけじゃありませんから……。だけれども、こういう改正の時期には、こういうものくらいにいつては——これはむしろ都会と地方と額を差してもいいかもしませんが、だから、法律として書くには金額を入れなければならぬなら、そういう金額の入れ方をすれば、金額を入れぬで済む書き方もあるわけでありませうから、最高と最低を見て実費を払うということもあり得ると思ふ。こういうものについて、まあとてつと実情について、まあ御検討はなさつておられるのですけれども、なまなましい悲劇にあまりに当面して痛感しておられるから、実はお尋ねをしたわけでありませう。

それから今度の改正点の中で、せつかく出産手当をお出しになるのでありますから——これは分べん手当を出して出産手当が出ないというのとは、ところから出たと思ひますが、これで一応形が整つたけれども、せつかく形を整えるのなら、これも同様なことで、どうも日常傷病手当というものがかなり出ますから、金額も大きくなりませうし、これはなかなか歩調がそろひにくいと私も考へる。しかしこういうめつたにないことで、お葬式といひのは、一生一代で終りを告げること

すから……。それから出産の場合に、日雇い労働者の出産というものは家族の出産ではありませうから、気の毒なんです。身重になつて働いておる姿を見て、私はむしろ保険が何とかやりくりがつくものであれば——人間の悲劇ですよ。人道主義的な考へ方をして議論をするのはいいかと思ひますけれども、それも大きな経費がかかつてどうにもならぬとか、それが保険経済を動かすやうな支出になるものならしはらく別ですけれども、全国的に見て非常にまれな姿だ、そういうところへこういうてこ入れをしていくという改正の配慮というものがほしかつた、どうしてしなかつたかということが実は尋ねぬでもわかるやうな気がいたしますが、そういう点に対して、何かお考へがあつたけれども、削られたとかなんとかいふいきさつがあります。ならば、今後の法案改正のための参考にもなると思ひますから、起案者の立場からこの点に対する配慮が行われたかどうかであるかといふことを経過だけでも記録に残しておきたいと思ひますから、一つお答えを願ひたい。

○高田(正)政府委員 埋葬料につきましては、実は今回は私どもといたしましては、いろいろ問題はありますけれども、先ほど申しましたやうに、これは手をつけるつもりはございませう。ただ出産手当金の問題につきましては、審議会からもう少し給付期間を延ばすやうにといふやうな御答申がございまして、しかも御指摘のやうに、この点につきましてはもう金がかかる問題ではない、私も最後までこの点につきましてはいろいろ実行をいたし、また折衝もいたしたのでござい

ますが、一応予算できまつた日数というものがございまして、それらの点をもひっくり返すということになりますと、傷病手当金の日数にも影響してゐる問題です。それらをいろいろ配慮いたしまして、今回は一つ原案の通りでいって、御答申の御趣旨は今回実現しなくても、将来の問題に残しておきましてこれをやつて参りたい、こういうことで一応こういうふうなことに落ちついたわけでありませう。

○井堀委員 それでは少し先の点を聞いてみたいと思ひます。二十八条の国庫の今度の負担は増額しやう、明確に支出をいたさうという点については理解できるのではありませんが、第二項で療養給付及び家族の療養費の支給に要する費用の四分の一とされたのですが、これはほかの保険の關係などから見てもっと要求ができたものではないか。これは厚生省の要求が小さかつたのか、あるいは国全般的關係からいって大蔵省がそこをたいたのか、その辺の關係は知るよしもありませうが、いずれにいたしましても私はこういう点は、国民皆保険を打ち出した政府のやり方としては理解ができません。質問があつた先になりましたけれども、こういう点の解決さつておれば、今局長が苦して御答申をされておられますが、何も答申案をそんなにおそろしがる必要もありません。あれは案であつて、その大したことはありませう、答申案にもピンはけしてゐるところがたぐさあると思ふ。だから、問題はここにあるのじやないかと思ふ。これは大臣に聞かなければならなかつたのですけれども、医療保險の問題の

者は、そしてこれは考えなければいけませんことは、社会保険に対する理解を深めることだと思ひます。反動的なものが出てきております。特に日銭をもらつて生活をしている者の傾向として、宵越しの金は使はぬ、もらつただけは使つてしまふという傾向を持つ人も、理屈はいろいろありましようけれども、保険をやつていくのですから、そういう思想的にくる影響というものは私は非常に大きく評価していくべきじゃないか、ただ単に計数的なものでいくべきじゃない。どうもこの結論は計数的なものに重点を置く。先ほど来の答弁でも想像ができる。私はこういう見解を持つてこの上げ方は適當でないと思ひますが、これに対する起案者の方のそれ以上の何か主張がござります。ありであれば伺つておきたいと思ひます。

○高田(正)政府委員　日雇い労働者の保険料は、日雇い労働の実態に基きまして実は金額できめてあるわけでございます。普通の健保などの被用者保険でございまして、賃金が上りますと、率できめてありますから自然に上るようなしかけになっておりますが、日雇い労働者の方は金額できめてありますので、平均賃金が上つて参りましたもその保険料が上るといふようなしかけにはなつておらないわけです。それでそういう観点から考えまして、片一方給付面におきましては支出の方は実は年々伸びて参つておるのでございます。その辺に日雇い労働者の健康保険の運営のむずかしさがあるわけでございします。従つて最近におきましては年々大きな収支の不均衡を来たしておるわけでございます。それで何とか国

も相当なてこ入れの強化をいたしますと同時に、日雇い労働者の保険料につきましても若干増徴をいたしまして、そして保険というものを健全に運営をいたしたいという観点から、いろいろ実は私ども案を考えたわけであります。できまますならば保険料の引き上げをできるだけ幅を小さくしたい、こういうつもりでものを考えましたことは、これは当然でございます。それで今回の案によりますと、従来八円、八円であつたものが、第一級におきましては八円が十一円、しかし当分の間は十円ということに二円上りになっております。第二級におきましては被保険者の負担分は五円でありましたものが八円になるわけでございます。いかに上り方がひどいというふうに一応外見的には見えるわけでありますが、しかしいろいろ検討をいたしてみますと、第一級の方の保険料の二円上りという方は平均賃金等々と率とつてみますと、むしろ健康保険なんかよりは率は非常に低い額になるわけでございます。それから第二級の方の三円上りという分でございますが、これは第二級でも二百八十円未満百六十円以上の人は従来も八円でございます。据置であるわけでございます。その据置の方が第二級の中で九五〇程度を占めておるわけでございます。従つて第二級の三円上りというよりも表面上は呈しておりますけれども、区分の仕方を百六十円から二百八十円まで上げましたので、従つて百六十円から二百八十円までの方々は従来も八円払つていただいたものであります。その方が第二級の中で九五〇程度を占めておるわけでございます。大部分の方は実際問題としては据

え置くというふうになるわけであります。あたかも急激に上げたかのごとく見えますけれども、実際関係から申しますと、賃金の平均ペースも上つており、また今のような事情もございまして、帳づらで見えまするほどの引き上げになつていない、こういうことにいたしました。先生御指摘のようには、日雇い労働者の方々の生活の実態からみれば、できれば上げぬ方がいいわけであります。上げるとしても、その程度はできるだけ小幅にいたすべき筋合いのものでございまして、社会保険審議会の答申をいただきましたから後に、保険料の点については全体としては六千七、八百万円程度の減収になるような原案の修正をいたしまして、できるだけその趣旨を生かして参りたい、こういう努力はいたしたわけであります。しかし、何と申しましても相当程度の引き上げになる方もあるわけでございます。この点は今先生御指摘のようにはなはだ遺憾でございます。すけれども、保険財政が非常に左前になつておるといふこと、新たに給付の面においても傷病手当金、出産手当金というよりなもの、内容はいろいろ御批判はございましてよろけれども、ともかく創設される、こういうところでございます。この程度のことは何とか一つごしんばう願いたい、こう思つて実は提案を申し上げたやうなわけでございます。

○井堀委員 局長のあなたを責めるのは当を得ないかと思ひますけれども、これは先ほどの国庫負担の点で言及いたしましたと同じような意味において、今まで八円のを十一円に上げ

るといふことは、それは三円の金なんかといふかも知れませんが、今まで八円払つておる人、五円払つておる人の実情をよく知つておられる厚生省としては、これは問題があるのです。だからそれが保険財源の——今保険財源が非常に困難な状態にあるからという点については、私も知らぬわけではありませんが、しかしどこで問題を切りかえていくかといふことに、これは政策上の問題になるかも知れませんが、むしろ大臣にお尋ねするのが至当であるかと思ひますけれども、この点は、今まで八円のを十一円に三円上げる、五円のものも八円に上げるという比率は高い比率です。しかし、これは議論にわたりますから避けたいと思ひますが、こういう点で、それは全然上げないということに、ある意味では困難でも、たとい一円でも上げて、そして苦しい中にも協力を求めるという、要するに一つにはそういう保険に対する思想を困難の中につちかていくという努力については、私は否認するものではない。理解の少ないもの、理解を、そういう点であえて困難にぶつかりながら努力していくという、そういう保険の歴史というものが、あり得ると思ひます。社会保険に対する当事者の努力、僕はそういうことがあつていいと思ひます。しかしこれを三円上げたといふのは、そういう点を理解している私どもからいっても、どうにも当を得たものとは判断できない。それでお尋ねをしたわけですが、

それから次に、時間もありませんからこれでおしまひにいたしますが、事業主の負担についてであります。これは実際問題としては、被保険者の負担

は倍になる。三円を上げると六円上げたことになる。おおむね民間の場合は全額負担しております。またそうしてあげなければならぬほど実情というものは——これは今の私の質問の趣旨に関連することなんですが、ここにも矛盾が起つております。こういう点で多少日雇い労働に対する雇用の面に影響がなければいけません。思ひます。これは労働省に聞きたかつたのであります。これは労働省に聞きたかつたのであります。聞かなくてもない、私自身も心配しておるくらいです。これは倍になつて出てくる。そういう関係で政府がせつかく米の値上りに心を配つて、平均単価を引き上げても、こういうところであつてしまふ。だからどうも本末転倒するやうな政策の運営が——ちぐはぐといへば好意的ですが、悪くいへば羊頭狗肉、右で与えて左で奪い取るやうな、それがこういう社会保険制度の健全な発達の上に思ひも設けない障害になる。これは直接影響するところは日雇い労働者に限るのですが、大きくいへば日本の社会保険制度を健全なものに、企画を進めていくとする上にも、もっと配慮が足らなかつた。こういう意味でまことに遺憾でありますけれども、どうも質問して納得のできるやうな御答弁をいただこうと思つても、答弁していただければいい。ただくは私の不安がつるばかりで、まことに遺憾でございますが、一応約束の時間になりましたので、私の質問をこの程度にいたします。どうもありがとうございます。

○野澤委員長代理 本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十三分散会